

国民体育大会ふるさと選手制度（対比表）

令和元年度第4回国体委員会

改定前	改定後
～省略～ 2. 「ふるさと」とは、卒業中学校又は卒業高等学校のいずれかの所在地が属する都道府県とする。 ただし、JOC エリートアカデミーに係る選手については、別に定める「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」第3項により取り扱うものとする。 ～省略～ 7. 参加都道府県は「ふるさと選手」を別に定める様式により、当該大会実施要項で定めた参加申込み締切り期日までに、公益財団法人日本スポーツ協会宛に提出する。 附則 ～省略～ 本制度は、平成30年4月1日に改定し、施行する。	～省略～ 2. 「ふるさと」とは、卒業小学校、卒業中学校又は卒業高等学校のいずれかの所在地が属する都道府県とする。 ただし、JOC エリートアカデミーに係る選手については、別に定める「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」第3項により取り扱うものとする。 ～省略～ 7. 参加都道府県は「ふるさと選手」を所定の様式、方法により、当該大会実施要項で定めた参加申込み締切り期日までに、公益財団法人日本スポーツ協会宛に提出する。 附則 ～省略～ 本制度は、平成30年4月1日に改定し、施行する。 本制度は、令和2年3月12日に改定し、第76回大会より施行する。

国民体育大会ふるさと選手制度

1. 成年種別に出場する選手は、開催基準要項細則第3項[本則第8項第1号及び第10項第4号（参加資格及び年齢基準等）]に基づき、下記のいずれかを拠点とした都道府県から参加することができる。
 - (1) 居住地を示す現住所
 - (2) 勤務地
 - (3) ふるさと
2. 「ふるさと」とは、卒業小学校、卒業中学校又は卒業高等学校のいずれかの所在地が属する都道府県とする。

ただし、JOC エリートアカデミーに係る選手については、別に定める「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」第3項により取り扱うものとする。
3. 我が国の競技力向上を支援する観点より、日本国籍を有する者及び「永住者」については、日本における滞在期間に関わらず、本制度を活用できるものとする。
4. 「ふるさと選手制度」を活用し参加を希望する選手は、予め所定の方法により「ふるさと」を登録しなければならない。なお、一度登録した「ふるさと」は、変更できないものとする。
5. 「ふるさと」から参加する選手は、開催基準要項細則第3項－(1)－1)－③（国内移動選手の制限）に抵触しないものとする。
6. ふるさと選手制度の活用については、原則として、1回につき2年以上連続とし、利用できる回数は2回までとする。
7. 参加都道府県は「ふるさと選手」を所定の様式、方法により、当該大会実施要項で定めた参加申込み締切り期日までに、公益財団法人日本スポーツ協会宛に提出する。

附則

- 本制度は、平成16年4月13日に制定し、第60回大会から施行する。
- 本制度は、平成21年12月16日に改定し、第65回大会より施行する。
- 本制度は、平成23年3月25日に改定し、第66回本大会より施行する。
- 本制度は、公益財団法人日本体育協会の設立の登記の日（平成23年4月1日）から施行する。
- 本制度は、平成30年4月1日に改定し、施行する。
- 本制度は、令和2年3月12日に改定し、第76回大会より施行する。

JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置（対比表）

令和元年度第4回国体委員会

改定前	改定後
～省略～ 3. 成年種別年齢域の選手の「ふるさと」 本特例第1項 - (2)に定める成年種別年齢域の選手は、「国民体育大会ふるさと選手制度」第2項に定める、卒業中学校又は卒業高等学校のいずれかの所在地が属する都道府県のほか、卒業小学校の所在地が属する都道府県を「ふるさと」とすることができる。 なお、同アカデミーへの入校時において小学生であった場合には、入校する直前まで通学していた小学校の所在地が属する都道府県を「ふるさと」とすることができる。 ～省略～ 附則 本特例は、平成21年12月16日に制定し、第65回大会から適用する。 本特例は、公益財団法人日本体育協会の設立の登記の日（平成23年4月1日）から適用する。	～省略～ 3. 成年種別年齢域の選手の「ふるさと」 本特例第1項 - (2)に定める成年種別年齢域の選手は、「国民体育大会ふるさと選手制度」第2項に定める卒業小学校、卒業中学校又は卒業高等学校のいずれかの所在地が属する都道府県のほか、同アカデミーへの入校時において小学生であった場合には、入校する直前まで通学していた小学校の所在地が属する都道府県を「ふるさと」とすることができる。 ～省略～ 附則 本特例は、平成21年12月16日に制定し、第65回大会から適用する。 本特例は、公益財団法人日本体育協会の設立の登記の日（平成23年4月1日）から適用する。 本特例は、令和2年3月12日に改定し、第76回大会から適用する。

JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置

公益財団法人日本オリンピック委員会が実施する「JOC エリートアカデミー」に係る選手のうち、下記 1 に該当する者については、開催基準要項細則第 3 項〔本則第 8 項第 1 号及び第 10 項第 4 号（参加資格及び年齢基準等）〕及び「国民体育大会ふるさと選手制度」に関し、下記 2～4 の特例を適用する。

1. 対象者

- (1) 少年種別年齢域の選手で JOC エリートアカデミーに在籍する者
- (2) 成年種別年齢域の選手で JOC エリートアカデミーを修了した者、または同アカデミーに在籍する者

2. 少年種別年齢域の選手の所属都道府県

本特例第 1 項 - (1)に定める少年種別年齢域の選手は、その所属都道府県について、開催基準要項細則第 3 項 - (1) - 2) - ②に定める「(i) 居住地を示す現住所」、「(ii) 学校教育法第 1 条に規定する学校の所在地」、「(iii) 勤務地」のほか、卒業小学校の所在地が属する都道府県を選択することができる。

なお、同アカデミーへの入校時において小学生であった場合には、入校する直前まで通学していた小学校の所在地が属する都道府県を選択することができる。

3. 成年種別年齢域の選手の「ふるさと」

本特例第 1 項 - (2)に定める成年種別年齢域の選手は、「国民体育大会ふるさと選手制度」第 2 項に定める卒業小学校、卒業中学校又は卒業高等学校のいずれかの所在地が属する都道府県のほか、同アカデミーへの入校時において小学生であった場合には、入校する直前まで通学していた小学校の所在地が属する都道府県を「ふるさと」とすることができる。

4. 国内移動選手の制限に係る例外適用

本特例第 1 項 - (1)に定める少年種別年齢域の選手が前回の大会（都道府県大会を含む）と異なる都道府県から参加する場合、開催基準要項細則第 3 項 - (1) - 1) - ③（国内移動選手の制限）に抵触しないものとする。

〔注〕 本特例第 1 項 - (2)に定める成年種別年齢域の選手については、開催基準要項細則第 3 項 - (1) - 1) - ③（国内移動選手の制限）の規定に従い取り扱うものとする。

附則

本特例は、平成 21 年 12 月 16 日に制定し、第 65 回大会から適用する。

本特例は、公益財団法人日本体育協会の設立の登記の日（平成 23 年 4 月 1 日）から適用する。

本特例は、令和 2 年 3 月 12 日に改定し、第 76 回大会から適用する。

【事例：ふるさと選手制度を活用する者】

《変更前》

	第72回大会 2017年	第73回大会 2018年	第74回大会 2019年	第75回大会 2020年	第76回大会 2021年	第77回大会 2022年	第78回大会 2023年
V選手	茨城県 ふるさと (1回目①)	(不参加)	茨城県 ふるさと (1回目②)	茨城県 ふるさと (1回目③)	茨城県 ふるさと (1回目④)	東京都 (勤務地)	茨城県 ふるさと (2回目①)
X選手	茨城県 ふるさと (1回目①)	(不参加)	(不参加)	茨城県 ふるさと (2回目①)	茨城県 ふるさと (2回目②)	東京都 (勤務地)	ふるさと 利用不可
Y選手	茨城県 ふるさと (1回目①)	(不参加)	(不参加)	茨城県 ふるさと (2回目①)	(不参加)	茨城県 ふるさと (2回目②)	茨城県 ふるさと (2回目③)



《変更後》

	第72回大会 2017年	第73回大会 2018年	第74回大会 2019年	第75回大会 2020年	第76回大会 2021年	第77回大会 2022年	第78回大会 2023年
V選手	茨城県 ふるさと (1回目①)	(不参加)	茨城県 ふるさと (1回目②)	茨城県 ふるさと (1回目③)	茨城県 ふるさと (1回目④)	東京都 (勤務地)	茨城県 ふるさと (2回目①)
X選手	茨城県 ふるさと (1回目①)	(不参加)	(不参加)	茨城県 ふるさと (1回目②)	茨城県 ふるさと (1回目③)	東京都 (勤務地)	茨城県 ふるさと (2回目①)
Y選手	茨城県 ふるさと (1回目①)	(不参加)	(不参加)	茨城県 ふるさと (1回目②)	(不参加)	茨城県 ふるさと (1回目③)	茨城県 ふるさと (1回目④)

(例)1回目①=1回目活用の1年目 1回目②=1回目活用の2年目
 2回目①=2回目活用の1年目 2回目②=2回目活用の2年目

対象者：当該大会都道府県予選会参加申込締切日までに手続きを完了した者

国民体育大会における違反に対する処分に関する規程（対比表）

令和元年度第4回国体委員会

改定前	改定後
第1章 総則 第1条 規程の対象となる違反 この規程は、国民体育大会（以下「国体」という。）において次の違反が発生した場合の手続き及び処分内容等について定める。 (1) 参加資格に係る違反（以下「参加資格違反」という。）：国体開催基準要項細則第3項に係る違反 (2) アンチ・ドーピング規則に対する違反（以下「ドーピング規則違反」という。）：公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（以下「JADA」という。）が定める日本アンチ・ドーピング規程第2条に定める内容に係る違反 第2条 適用範囲 原則として、違反を犯した当該選手・監督等（以下、「当該者」という）・チームに対して本規程を適用する。 ただし、違反の内容及び違反に至った経過において、明らかに意図的あるいは計画的で悪質と判断した場合は、当該者の所属する当該都道府県体育（スポーツ）協会「以下「都道府県体協」という」及び当該中央競技団体に対して、本規程第5条、第8条、第11条に定める内容のほかに、別途処分を課することができる。 ～省略～ 第4条 参加資格違反に関する処分内容の決定 処分内容については、本規程第3条に定める聴聞会からの報告を受けて、国民	第1章 総則 第1条 規程の対象となる違反 この規程は、国民体育大会（以下「国体」という。）において次の違反が発生した場合の手続き及び処分内容等について定める。 (1) 参加資格に係る違反（以下「参加資格違反」という。）：国体開催基準要項細則第3項に係る違反 ※「参加」とは参加申込締切時にエントリーしていることをいう。 ※「出場」とは競技会に出場することをいう。 (2) アンチ・ドーピング規則に対する違反（以下「ドーピング規則違反」という。）：公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（以下「JADA」という。）が定める日本アンチ・ドーピング規程第2条に定める内容に係る違反 第2条 適用範囲 原則として、違反を犯した当該選手・監督等（以下、「当該者」という）・チームに対して本規程を適用する。 ただし、違反の内容及び違反に至った経過において、明らかに意図的あるいは計画的で悪質と判断した場合は、当該者の所属する当該都道府県体育・スポーツ協会「以下「都道府県体協」という」及び当該中央競技団体に対して、本規程第5条、第8条、第11条に定める内容のほかに、別途処分を課することができる。 ～省略～ 第4条 参加資格違反に関する処分内容の決定 処分内容については、本規程第3条に定める聴聞会からの報告を受けて、国民体

体育大会委員会（以下、「国体委員会」という。）において決定する。ただし、競技会前又は競技会期間中において違反が判明した場合、当該者・チームの競技会への参加については、国体委員長が本規程第5条に基づき決定する。

～省略～

第5条 参加資格違反に関する処分

1. 故意または重大な過失による違反の場合

(1) 競技会開始前及び期間中

- 1) 当該者の当該大会への参加を直ちに中止させる。

また、当該者が団体競技に参加している場合、当該チームについても直ちに参加を中止させる。

- 2) 競技会開始前に違反が判明した場合は、当該ブロック内における次順位の選手またはチームが参加できることとする。

- 3) 成績が発生している場合は、当該者・チームの順位・得点等を含む全成績（以下「成績」という。）を抹消する。

- 4) 当該者については、国体への次回大会以降に開催される3大会以上の参加禁止処分とし、処分内容については国体委員会で審議の上、決定する。

- 5) 当該者の所属チーム、並びに所属する都道府県体育協会及び当該中央競技団体については、嚴重注意以上の処分とし、処分内容については、国体委員会で審議の上、決定する。

(2) 競技会終了後

- 1) 当該者については、国体への次回大会以降に開催される3大会以上の参加禁止処分とし、処分内容については国体委員会で審議の上、決定する

- 2) 当該者の所属チーム、並びに所属する都道府県体育協会及び当該中央競技団体については、嚴重注意以上の処分とし、処分内容については、国体委員会で審議の上、決定する。

- 3) 当該大会における当該者・チームの成績は抹消した上で、改めて全都道府

育大会委員会（以下、「国体委員会」という。）において決定する。ただし、競技会前又は競技会期間中において違反が判明した場合、当該者・チームの競技会への出場については、国体委員長が本規程第5条に基づき決定する。

～省略～

第5条 参加資格違反に関する処分

1. 故意または重大な過失による違反の場合

(1) 競技会開始前及び期間中

- 1) 当該者の当該大会への出場を直ちに中止させる。

また、当該者が団体競技に参加している場合、当該チームについても直ちに出場を中止させる。

- 2) 競技会開始前に違反が判明した場合は、当該ブロック内における次順位の選手またはチームが参加・出場できることとする。

- 3) （同左）

- 4) （同左）

- 5) 当該者の所属チーム、並びに所属する都道府県体協及び当該中央競技団体については、嚴重注意以上の処分とし、処分内容については、国体委員会で審議の上、決定する。

(2) 競技会終了後

- 1) （同左）

- 2) 当該者の所属チーム、並びに所属する都道府県体協及び当該中央競技団体については、嚴重注意以上の処分とし、処分内容については、国体委員会で審議の上、決定する。

- 3) （同左）

県の全成績を見直すものとする。

2. 過失による違反の場合

当該者・チームについては、次のとおり取り扱うこととする。

また、処分内容については、当該者の所属チーム、並びに所属する都道府県体育協会及び当該中央競技団体に対して注意以上の処分とし、国体委員会で審議の上、決定する。

(1) 競技会開始前

1) 個人競技

- a. 当該者については、当該大会を含む 2 大会以内の参加禁止処分とする。
- b. 次順位の選手の参加が可能である場合は、当該ブロック内における次順位の選手が参加できることとする。
- c. 違反を犯した者が監督の場合、当該競技規則の定める範囲内において参加資格を満たす者と交代することができる。参加資格を満たす交代者がおらず、監督が不在となる場合、当該監督が所属する競技・種別の選手の参加は認めないものとする。

2) 団体競技

- a. 当該者については、当該大会を含む 2 大会以内の参加禁止処分とする。
- b. 当該選手の所属チームについては、当該競技規則の定める範囲内において、競技会に参加できるものとする。ただし、当該違反選手に係る代替選手の交代（変更）は認めないものとする。
- c. 当該選手の所属チームが当該競技規則を満たすことができず、参加できない場合、当該ブロック内における次順位のチームの参加が可能である場合は、当該ブロック内における次順位のチームが参加できることとする。
- d. 違反を犯した者が監督の場合、当該競技規則の定める範囲内において参加資格を満たす者と交代することができる。参加資格を満

2. 過失による違反の場合

当該者・チームについては、次のとおり取り扱うこととする。

また、処分内容については、当該者の所属チーム、並びに所属する都道府県体協及び当該中央競技団体に対して注意以上の処分とし、国体委員会で審議の上、決定する。

(1) 競技会開始前

1) 個人競技

- a. 当該者については、当該大会を含む 2 大会以内の参加・出場禁止処分とする。
- b. 次順位の選手の参加・出場が可能である場合は、当該ブロック内における次順位の選手が参加・出場できることとする。
- c. 違反を犯した者が監督の場合、当該競技規則の定める範囲内において参加資格を満たす者と交代することができる。参加資格を満たす交代者がおらず、監督が不在となる場合、当該監督が所属する競技・種別の選手の出場は認めないものとする。

2) 団体競技

- a. 当該者については、当該大会を含む 2 大会以内の参加・出場禁止処分とする。
- b. 当該選手の所属チームについては、当該競技規則の定める範囲内において、競技会に出場できるものとする。ただし、当該違反選手に係る代替選手の交代（変更）は認めないものとする。
- c. 当該選手の所属チームが当該競技規則を満たすことができず、出場できない場合、当該ブロック内における次順位のチームの参加・出場が可能である場合は、当該ブロック内における次順位のチームが参加・出場できることとする。
- d. 違反を犯した者が監督の場合、当該競技規則の定める範囲内において参加資格を満たす者と交代することができる。参加資格を満

たす交代者がおらず、監督が不在となる場合、所属チームの参加は認めないものとする。

(2) 競技会期間中

1) 個人競技

- a. 当該者の当該大会への参加を直ちに中止させ、成績を抹消する。
- b. 当該者の次回大会への参加については、大会終了後にその可否を審議し、決定する。
- c. 違反を犯した者が監督の場合、当該競技規則の定める範囲内において参加資格を満たす者と交代することができる。交代ができる場合は、その当該監督が参加する競技・種別の選手の成績も認めるものとする。参加資格を満たす交代者がおらず、監督が不在となる場合、当該監督が参加する競技・種別の選手の参加を直ちに中止させる。

2) 団体競技

- a. 当該者の当該大会への参加を直ちに中止させる。
- b. 当該者の次回大会への参加については、大会終了後にその可否を審議し、決定する。
- c. 当該選手の所属チームについては、当該競技規則の定める範囲内において継続して競技会に参加できるものとする。また、その成績も認めるものとする。ただし、当該違反選手に係る代替選手の交代（変更）は認めないものとする。
- d. 違反を犯した者が監督の場合、当該競技規則の定める範囲内において参加資格を満たす者と交代することができる。交代ができる場合は、その当該監督所属チームの成績も認めるものとする。参加資格を満たす交代者がおらず、監督が不在となる場合、所属チームの参加を直ちに中止させる。

交代者がおらず、監督が不在となる場合、所属チームの出場は認めないものとする。

(2) 競技会期間中

1) 個人競技

- a. 当該者の当該大会への出場を直ちに中止させ、成績を抹消する。
- b. （同左）
- c. 違反を犯した者が監督の場合、当該競技規則の定める範囲内において参加資格を満たす者と交代することができる。交代ができる場合は、その当該監督が参加する競技・種別の選手の成績も認めるものとする。参加資格を満たす交代者がおらず、監督が不在となる場合、当該監督が参加する競技・種別の選手の出場を直ちに中止させる。

2) 団体競技

- a. 当該者の当該大会への出場を直ちに中止させる。
- b. （同左）
- c. 当該選手の所属チームについては、当該競技規則の定める範囲内において継続して競技会に出場できるものとする。また、その成績も認めるものとする。ただし、当該違反選手に係る代替選手の交代（変更）は認めないものとする。
- d. 違反を犯した者が監督の場合、当該競技規則の定める範囲内において参加資格を満たす者と交代することができる。交代ができる場合は、その当該監督所属チームの成績も認めるものとする。参加資格を満たす交代者がおらず、監督が不在となる場合、所属チームの出場を直ちに中止させる。

第7条 ドーピング規則違反に関する処分内容の決定

処分内容については、本規程第8条及び第10条に基づき、国体委員会において決定する。ただし、競技会開始前または競技会期間中において違反が判明した場合、当該者・チームの競技会への参加については、国体委員長が本規程第8条に基づき決定する。

第8条 ドーピング規則違反に関する処分

1. 当該者・チームの参加に関する処分

- (1) 当該大会及び次回大会以降の当該者・チームの参加の可否については、規律パネルの決定した資格停止期間に基づき国体委員会で審議の上、決定する。
- (2) 上記の処分により、当該大会において次順位の選手・チームの参加が可能である場合は、当該ブロック内における次順位の選手・チームが参加できることとする。

第9条 暫定的資格停止

A 検体によりドーピング規則違反が疑われ、その後のドーピング規則違反の有無が確定するまでの間、JADA は当該者を暫定的に参加資格停止にすることができる。

ただし、団体競技の場合、チームは当該者を除き、当該競技規則の定める範囲内において、継続して競技会に参加できるものとする。

～省略～

第11条 競技順位・得点及び参加得点

1. 本規程第5条の1、第8条の2及び第10条の2に定める違反が確定し、当該者・チームの成績が抹消された場合、順位を確定することができる範囲内において順位を繰り上げ、あらためて競技順位・得点等を確定する。

第7条 ドーピング規則違反に関する処分内容の決定

処分内容については、本規程第8条及び第10条に基づき、国体委員会において決定する。ただし、競技会開始前または競技会期間中において違反が判明した場合、当該者・チームの競技会への参加・出場については、国体委員長が本規程第8条に基づき決定する。

第8条 ドーピング規則違反に関する処分

1. 当該者・チームの参加に関する処分

- (1) 当該者・チームの当該大会の出場、及び次回大会以降の参加・出場の可否については、規律パネルの決定した資格停止期間に基づき国体委員会で審議の上、決定する。
- (2) 上記の処分により、当該大会において次順位の選手・チームの参加が可能である場合は、当該ブロック内における次順位の選手・チームが参加できることとする。

第9条 暫定的資格停止

A 検体によりドーピング規則違反が疑われ、その後のドーピング規則違反の有無が確定するまでの間、JADA は当該者を暫定的に参加資格停止にすることができる。

ただし、団体競技の場合、チームは当該者を除き、当該競技規則の定める範囲内において、継続して競技会に出場できるものとする。

～省略～

第11条 競技順位・得点及び参加得点

1. (同左)

2. 前項の措置により、当該都道府県からの選手・チームの競技会参加（ブロック大会を含む）が皆無となった場合、その競技における参加得点を抹消する。 3. 競技順位等を訂正する場合は、以下のとおり取り進める。 (1) すみやかに競技順位・得点等を確定し、公表する。 (2) 各競技会の順位に変更が生じた場合、順位が確定できる競技について、当該者（チーム）に賞状を授与する。 (3) 各競技会、男女総合及び女子総合成績の各1位から8位までの都道府県順位に変更が生じた場合、改めて表彰状を授与する。 ～省略～ 附則 ～省略～ 8. 本規程は、平成30年4月1日一部改定し、同日から施行する。	2. 前項の措置により、当該都道府県からの選手・チームの競技会出場（ブロック大会を含む）が皆無となった場合、その競技における参加得点を抹消する。 3. （同左） (3) （同左） ～省略～ 附則 ～省略～ 8. 本規程は、平成30年4月1日一部改定し、同日から施行する。 9. 本規程は、令和2年3月12日一部改定し、同日から施行する。
---	---

国民体育大会参加資格違反に係る参加禁止期間の取り扱いについて（対比表）

改定前	改定後
「国民体育大会における違反に対する処分に関する規程」第5条の2に定める過失による参加資格違反に係る処分内容に関し、当該者の国民体育大会（以下「国体」という。）への参加禁止期間については、下記のとおり取り扱うこととする。 1. 以下に該当する場合は、1大会の参加禁止とする。 (1) 「居住地を示す現住所」について、本会が定める「日常生活」の判断基準の要件を満たしていたものの、住所に関する届出等の必要な手続きが行	「国民体育大会における違反に対する処分に関する規程」第5条の2に定める過失による参加資格違反に係る処分内容に関し、当該者の国民体育大会（以下「国体」という。）への参加・出場禁止期間については、下記のとおり取り扱うこととする。 1. 以下に該当する場合は、1大会の参加・出場禁止とする。 (1)

われていなかった場合。 (2) 「学校所在地」について、「通学」の実態は有していたものの、当該者の在籍する学校が国体参加資格上の要件を満たしていなかった場合。(例：通信制課程に学んでいる者が「学校所在地」を選択していた等) (3) その他、手続きの不備や規定の誤認に基づくもので、当該者の過失が軽微であったと認められる場合。 2. 上記1に該当しない場合は、2大会の参加禁止とする。 3. その他 (1) 各競技団体の定める規定に抵触したことで国体の参加資格を満たすことができなくなった場合は、当該競技団体の処分内容に準じ、参加禁止期間を決定する。 (2) 「1大会の参加禁止」となる場合であっても、所属都道府県を移動するにあたっては「例外適用※」を受ける場合を除き2大会の間を置かなければならない。 ※ 「例外適用」の対象者 ① 新卒業者 ② 結婚又は離婚に係る者 ③ ふるさと選手制度を活用する者（成年種別年齢域の選手のみ） ④ 一家転住に係る者（少年種別年齢域の選手のみ） ⑤ JOC エリートアカデミーに在籍する者（少年種別年齢域の選手のみ） 附記 1. 本取り扱いは、平成24年3月22日より施行する 2. 本取り扱いは、平成28年6月17日一部改定し、同日から施行する。 3. 本取り扱いは、平成30年4月1日一部改定し、同日から施行する。	(2) (3) 2. 上記1に該当しない場合は、2大会の参加・出場禁止とする。 3. その他 (1) 各競技団体の定める規定に抵触したことで国体の参加資格を満たすことができなくなった場合は、当該競技団体の処分内容に準じ、参加・出場禁止期間を決定する。 (2) 「1大会の参加・出場禁止」となる場合であっても、所属都道府県を移動するにあたっては「例外適用※」を受ける場合を除き2大会の間を置かなければならない。 ※ 「例外適用」の対象者 ① 新卒業者 ② 結婚又は離婚に係る者 ③ ふるさと選手制度を活用する者（成年種別年齢域の選手のみ） ④ 一家転住に係る者（少年種別年齢域の選手のみ） ⑤ JOC エリートアカデミーに在籍する者（少年種別年齢域の選手のみ） 附記 1. 本取り扱いは、平成24年3月22日より施行する 2. 本取り扱いは、平成28年6月17日一部改定し、同日から施行する。 3. 本取り扱いは、平成30年4月1日一部改定し、同日から施行する。 4. 本取り扱いは、令和2年3月12日一部改定し、同日から施行する。
--	--

国民体育大会における違反に対する処分に関する規程

第1章 総則

第1条 規程の対象となる違反

この規程は、国民体育大会（以下「国体」という。）において次の違反が発生した場合の手続き及び処分内容等について定める。

- (1) 参加資格に係る違反（以下「参加資格違反」という。）：国体開催基準要項細則第3項に係る違反

※「参加」とは参加申込締切時にエントリーしていることをいう。

※「出場」とは競技会に出場することをいう。

- (2) アンチ・ドーピング規則に対する違反（以下「ドーピング規則違反」という。）：公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（以下「JADA」という。）が定める日本アンチ・ドーピング規程第2条に定める内容に係る違反

第2条 適用範囲

原則として、違反を犯した当該選手・監督等（以下、「当該者」という）・チームに対して本規程を適用する。

ただし、違反の内容及び違反に至った経過において、明らかに意図的あるいは計画的で悪質と判断した場合は、当該者の所属する当該都道府県体育・スポーツ協会「以下「都道府県体協」という」及び当該中央競技団体に対して、本規程第5条、第8条、第11条に定める内容のほかに、別途処分を課すことができる。

第2章 参加資格違反に関する手続き・処分内容等

第3条 参加資格違反に関する聴聞手続き等

参加資格違反に係る聴聞手続き等については、次のとおりとする。

1. 違反が判明した時点において、以下の者により編成された聴聞会を開催し、当該者及びその所属する関係機関・団体から聴聞を行う。
 - (1) 競技会開始前及び終了後
国民体育大会委員会委員長（以下、「国体委員長」という。）並びに国体委員長が指名した者（若干名）とし、議長の任は国体委員長があたるものとする。
 - (2) 競技会期間中
大会委員長（国体委員長）並びに大会委員長が指名した総務委員（若干名）とし、議長の任は大会委員長があたるものとする。
2. 聴聞会において、当該者及びその所属する関係機関・団体は、違反の疑われる事例について反論の機会が与えられる。

第4条 参加資格違反に関する処分内容の決定

処分内容については、本規程第3条に定める聴聞会からの報告を受けて、国民体育大会委員会（以下、「国体委員会」という。）において決定する。ただし、競技会前又は競技会期間中において違反が判明した場合、当該者・チームの競技会への出場については、国体委員長が本規程第5条に基づき決定する。

第5条 参加資格違反に関する処分

1. 故意または重大な過失による違反の場合

(1) 競技会開始前及び期間中

- 1) 当該者の当該大会への出場を直ちに中止させる。

また、当該者が団体競技に参加している場合、当該チームについても直ちに出場を中止させる。

- 2) 競技会開始前に違反が判明した場合は、当該ブロック内における次順位の選手またはチームが参加・出場できることとする。

- 3) 成績が発生している場合は、当該者・チームの順位・得点等を含む全成績（以下「成績」という。）を抹消する。

- 4) 当該者については、国体への次回大会以降に開催される3大会以上の参加禁止処分とし、処分内容については国体委員会で審議の上、決定する。

- 5) 当該者の所属チーム、並びに所属する都道府県体協及び当該中央競技団体については、厳重注意以上の処分とし、処分内容については、国体委員会で審議の上、決定する。

(2) 競技会終了後

- 1) 当該者については、国体への次回大会以降に開催される3大会以上の参加禁止処分とし、処分内容については国体委員会で審議の上、決定する。

- 2) 当該者の所属チーム、並びに所属する都道府県体協及び当該中央競技団体については、厳重注意以上の処分とし、処分内容については、国体委員会で審議の上、決定する。

- 3) 当該大会における当該者・チームの成績は抹消した上で、改めて全都道府県の全成績を見直すものとする。

2. 過失による違反の場合

当該者・チームについては、次のとおり取り扱うこととする。

また、処分内容については、当該者の所属チーム、並びに所属する都道府県体協及び当該中央競技団体に対して注意以上の処分とし、国体委員会で審議の上、決定する。

(1) 競技会開始前

1) 個人競技

- a. 当該者については、当該大会を含む2大会以内の参加・出場禁止処分とする。
- b. 次順位の選手の参加・出場が可能である場合は、当該ブロック内における次順位の選手が参加・出場できることとする。
- c. 違反を犯した者が監督の場合、当該競技規則の定める範囲内において参加資格を満たす者と交代することができる。参加資格を満たす交代者がおらず、監督が不在となる場合、当該監督が所属する競技・種別の選手の出場は認めないものとする。

2) 団体競技

- a. 当該者については、当該大会を含む2大会以内の参加・出場禁止処分とする。
- b. 当該選手の所属チームについては、当該競技規則の定める範囲内において、競技会に出場できるものとする。ただし、当該違反選手に係る代替選手の交代（変更）は認めないものとする。
- c. 当該選手の所属チームが当該競技規則を満たすことができず、出場できない場合、当該ブロック内における次順位のチームの参加・出場が可能である場合は、当該ブロック内における次順位のチームが参加・出場できることとする。
- d. 違反を犯した者が監督の場合、当該競技規則の定める範囲内において参加資格を満

たす者と交代することができる。参加資格を満たす交代者がおらず、監督が不在となる場合、所属チームの**出場**は認めないものとする。

(2) 競技会期間中

1) 個人競技

- a. 当該者の当該大会への**出場**を直ちに中止させ、成績を抹消する。
- b. 当該者の次回大会への参加については、大会終了後にその可否を審議し、決定する。
- c. 違反を犯した者が監督の場合、当該競技規則の定める範囲内において参加資格を満たす者と交代することができる。交代ができる場合は、その当該監督が参加する競技・種別の選手の成績も認めるものとする。参加資格を満たす交代者がおらず、監督が不在となる場合、当該監督が参加する競技・種別の選手の**出場**を直ちに中止させる。

2) 団体競技

- a. 当該者の当該大会への**出場**を直ちに中止させる。
- b. 当該者の次回大会への参加については、大会終了後にその可否を審議し、決定する。
- c. 当該選手の所属チームについては、当該競技規則の定める範囲内において継続して競技会に**出場**できるものとする。また、その成績も認めるものとする。ただし、当該違反選手に係る代替選手の交代（変更）は認めないものとする。
- d. 違反を犯した者が監督の場合、当該競技規則の定める範囲内において参加資格を満たす者と交代することができる。交代ができる場合は、その当該監督所属チームの成績も認めるものとする。参加資格を満たす交代者がおらず、監督が不在となる場合、所属チームの出場を直ちに中止させる。

(3) 競技会終了後

当該者については、次回以降の大会において、2大会以内の参加禁止処分とする。
ただし、成績は訂正しないものとする。

第3章 ドーピング規則違反に関する手続き・処分内容等

第6条 ドーピング規則違反に関する聴聞手続き等

ドーピング規則違反に係る聴聞手続き等については、日本アンチ・ドーピング規程に基づき、JADA 及び日本アンチ・ドーピング規律パネル（以下「規律パネル」という。）において実施される。

第7条 ドーピング規則違反に関する処分内容の決定

処分内容については、本規程第8条及び第10条に基づき、国体委員会において決定する。ただし、競技会開始前または競技会期間中において違反が判明した場合、当該者・チームの競技会への**参加・出場**については、国体委員長が本規程第8条に基づき決定する。

第8条 ドーピング規則違反に関する処分

1. 当該者・チームの参加に関する処分

- (1) **当該者・チームの当該大会の出場、及び次回大会以降の参加・出場**の可否については、規律パネルの決定した資格停止期間に基づき国体委員会で審議の上、決定する。
- (2) 上記の処分により、当該大会において次順位の選手・チームの参加が可能である場合は、当該ブロック内における次順位の選手・チームが参加できることとする。

2. 成績に関する処分

規律パネルの決定に従い、当該者・チームの成績を抹消する。

なお、当該大会の他の種目等において、当該者及び当該者が構成員となっているチームの成績が発生している場合は、その処分について国体委員会において審議の上、決定する。

第9条 暫定的資格停止

A 検体によりドーピング規則違反が疑われ、その後のドーピング規則違反の有無が確定するまでの間、JADA は当該者を暫定的に参加資格停止にすることができる。

ただし、団体競技の場合、チームは当該者を除き、当該競技規則の定める範囲内において、継続して競技会に**出場**できるものとする。

第10条 国体以外の競技会等においてドーピング規則違反が決定した場合の取り扱い

国体以外の競技会検査及び競技会外検査においてドーピング規則違反が決定した場合の、当該者の国体への参加及び国体における成績については以下のとおり取り扱う。

1. 当該者・チームの、次回大会以降の参加の可否については、規律パネルの決定した資格停止期間に基づき国体委員会で審議の上、決定する。
2. 当該者が、規律パネルの決定した成績抹消の対象期間において国体に参加していた場合、規律パネルの決定に基づき、当該者・チームの国体における成績は抹消する。

第4章 競技順位等の取り扱い

第11条 競技順位・得点及び参加得点

1. 本規程第5条の1、第8条の2及び第10条の2に定める違反が確定し、当該者・チームの成績が抹消された場合、順位を確定することができる範囲内において順位を繰り上げ、あらためて競技順位・得点等を確定する。
2. 前項の措置により、当該都道府県からの選手・チームの競技会**出場**（ブロック大会を含む）が皆無となった場合、その競技における参加得点を抹消する。
3. 競技順位等を訂正する場合は、以下のとおり取り進める。
 - (1) すみやかに競技順位・得点等を確定し、公表する。
 - (2) 各競技会の順位に変更が生じた場合、順位が確定できる競技について、当該者（チーム）に賞状を授与する。
 - (3) 各競技会、男女総合及び女子総合成績の各1位から8位までの都道府県順位に変更が生じた場合、改めて表彰状を授与する。

第5章 上訴

第12条 上訴

国体委員会の最終的な処分決定に対し、当該者及び当該者の所属する機関・団体は、日本スポーツ仲裁機構に上訴を申し立てることができる。

第6章 その他

第13条 その他

1. 参加資格違反については本大会を前提として定めるが、ブロック大会において違反が判明した場合も、違反の内容及び競技会の状況等に応じ本規程の内容を適用する。
2. 参加資格違反については、違反した当該大会から1大会以上を経て違反が判明した場合、発覚した時点から起算して、本規程を適用する。
3. 本規程に定める事項以外については、別途当該都道府県体育協会及び当該中央競技団体と協

議の上、国体委員会において決定する。

第14条 規程の変更

この規程は、国体委員会の議決により変更することができる。

附則

1. 本規程は、平成20年4月25日より施行する。

※ 本規程は、「国民体育大会ドーピング防止規則に対する違反に関わる制裁措置等取り扱い規則（平成15年6月20日制定、平成17年6月1日及び平成19年8月29日改訂）」及び「国民体育大会参加資格違反に係る罰則規定（平成19年3月7日制定）」を統合・整理したものである。このことにより、上記規則、規定は廃止する。

2. 本規程は、公益財団法人日本体育協会の設立の登記の日（平成23年4月1日）から施行する。
3. 本規程は、平成23年12月15日一部改訂し、同日から施行する。
4. 本規程の平成23年12月15日一部改訂を受けて、当該時点における参加資格違反による国体への参加禁止処分（第5条の2）対象者については、改訂内容を遡って適用することとする（平成24年3月22日国体委員会決定）。
5. 本規程は、平成27年3月12日一部改定し、同日から施行する。
6. 本規程は、平成28年6月17日一部改定し、同日から施行する。
7. 本規程は、平成29年12月15日一部改定し、同日から施行する。
8. 本規程は、平成30年4月1日一部改定し、同日から施行する。
9. 本規程は、令和2年3月12日一部改定し、同日から施行する。

国民体育大会参加資格違反に係る参加禁止期間の取り扱いについて

公益財団法人日本スポーツ協会

「国民体育大会における違反に対する処分に関する規程」第5条の2に定める過失による参加資格違反に係る処分内容に関し、当該者の国民体育大会（以下「国体」という。）への参加・出場禁止期間については、下記のとおり取り扱うこととする。

1. 以下に該当する場合は、1大会の参加・出場禁止とする。

- (1) 「居住地を示す現住所」について、本会が定める「日常生活」の判断基準の要件を満たしていたものの、住所に関する届出等の必要な手続きが行われていなかった場合。
- (2) 「学校所在地」について、「通学」の実態は有していたものの、当該者の在籍する学校が国体参加資格上の要件を満たしていなかった場合。（例：通信制課程に学んでいる者が「学校所在地」を選択していた等）
- (3) その他、手続きの不備や規定の誤認に基づくもので、当該者の過失が軽微であったと認められる場合。

2. 上記1に該当しない場合は、2大会の参加・出場禁止とする。

3. その他

- (1) 各競技団体の定める規定に抵触したことで国体の参加資格を満たすことができなくなった場合は、当該競技団体の処分内容に準じ、参加・出場禁止期間を決定する。
- (2) 「1大会の参加・出場禁止」となる場合であっても、所属都道府県を移動するにあたっては「例外適用※」を受ける場合を除き2大会の間を置かなければならない。

※ 「例外適用」の対象者

- ① 新卒業者
- ② 結婚又は離婚に係る者
- ③ ふるさと選手制度を活用する者（成年種別年齢域の選手のみ）
- ④ 一家転住に係る者（少年種別年齢域の選手のみ）
- ⑤ JOC エリートアカデミーに在籍する者（少年種別年齢域の選手のみ）

附記

1. 本取り扱いは、平成24年3月22日より施行する
2. 本取り扱いは、平成28年6月17日一部改定し、同日から施行する。
3. 本取り扱いは、平成30年4月1日一部改定し、同日から施行する。
4. 本取り扱いは、令和2年3月12日一部改定し、同日から施行する。

国民体育大会ライフル射撃競技種目変更

●変更理由

国際オリンピック委員会（IOC）の「OLYMPIC AGENDA2020」における男女平等方針に沿い、2020年東京大会から国際射撃連盟が導入するミックスチーム種目の全国的な普及と強化が期待されるため。

●変更時期

2022年開催の第77回大会（栃木県）から変更

●変更内容

種別（種目）及び参加人員

種別	種目（略称）	記号	ル フ の 有 無	監督	選手	参加 都道府県	計
成年男子	50mライフル男子三姿勢120発競技（FR3×40）	A	有	1	1	22	428
	50mライフル男子伏射60発競技（FR60PR）	B	有		1	29 22	
	50mライフル男子膝射20発競技（FRK20）	C	無				
	10mエア・ライフル男子立射60発競技（AR60）	D	有		1	47 24	
	10mエア・ライフル男子伏射60発競技（AR60PR）	E	無				
	10mエア・ピストル男子60発競技（AP60）	F	有		1	46 24	
	25mセンター・ファイア・ピストル男子60発競技（CFP60）	G	有		1	47	
	25mセンター・ファイア・ピストル男子30発競技（CFP30）	H	無				
成年女子	50mライフル女子三姿勢120発競技（R3×40）	I	有		1	22	
	50mライフル女子伏射60発競技（R60PR）	J	無				
	10mエア・ライフル女子立射60発競技（AR60W）	K	有		1	29 47	
	10mエア・ライフル女子伏射60発競技（AR60PRW）	L	無				
	10mエア・ピストル女子60発競技（AP60W）	M	有		1	46 24	
成年ミックス	10mエア・ライフルミックス競技（AR Mix）	N	有		2	(12)	
少年男子	10mエア・ライフル少年男子立射60発競技（AR60J）	O	有		1	30 24	
	ビーム・ライフル少年男子立射60発競技（BR60J）	P	有		1	22 47	
	ビーム・ライフル少年男子立射30発競技（BRS30J）		無				
	ビーム・ピストル少年男子60発競技（BP60J）	Q	有		1	16	
少年女子	10mエア・ライフル少年女子立射60発競技（AR60WJ）	R	有		1	47 24	
	ビーム・ライフル少年女子立射60発競技（BR60WJ）	S	有		1	22	
	ビーム・ライフル少年女子立射30発競技（BR30WJ）		無				
	ビーム・ピストル少年女子60発競技（BP60WJ）	T	有		1	16	
少年ミックス	ビーム・ライフル少年ミックス競技（BRJ Mix）	U	有		2	(12)	

BはCを、DはEを、GはHを、IはJを、KはLを兼ねるが、以上のほかは監督と選手の兼任をはじめブロック予選から兼ねることができない。

なお、C、E、Jは、ブロック予選を実施せず、B、D、Iのブロック予選通過者が出場する。

NはD及びKの競技本選の合計点の上位12県（24名）が出場する。

UはP及びSの競技本選の合計点の上位12県（24名）が出場する。

●競技得点

「10mエア・ライフルミックス競技」及び「ビーム・ライフル少年ミックス競技」の競技得点は、男女総合成績（天皇杯得点）の対象とし、1位8点、2位7点、3位6点、4位5点、5位4点、6位3点、7位2点、8位1点とする。

資料 No.1-4-1

国民体育大会（国民スポーツ大会）高等学校野球競技の
参加県数の減および競技会日程の変更内容

1. 参加県数変更

(変更前)

種 別	責任教師	監 督	選 手	参加都道府県	小 計	合計（人）
硬 式	1	1	<u>16</u>	<u>12</u>	<u>216</u>	<u>376</u>
軟 式	1	1	<u>14</u>	<u>10</u>	<u>160</u>	



(変更後)

種 別	責任教師	監 督	選 手	参加都道府県	小 計	合計（人）
硬 式	1	1	<u>18</u>	<u>8</u>	<u>160</u>	<u>304</u>
軟 式	1	1	<u>16</u>	<u>8</u>	<u>144</u>	

2. 競技会日程変更

(変更前)

種 別	1 日 目	2 日 目	3 日 目	4 日 目
硬 式	1 回 戦 (4 試合)	<u>2 回 戦</u> (4 試合)	<u>準 決 勝</u> (2 試合)	決 勝 (1 試合)
軟 式	<u>1・2 回戦</u> (3 試合)	<u>2 回 戦</u> (3 試合)	<u>準 決 勝</u> (2 試合)	決 勝 (1 試合)

(変更後)

種 別	1 日 目	2 日 目	3 日 目	4 日 目
硬 式	1 回 戦 (4 試合)	<u>準 決 勝</u> (2 試合)	<u>休 養 日</u>	決 勝 (1 試合)
軟 式	<u>1 回 戦</u> (4 試合)	<u>準 決 勝</u> (2 試合)	<u>休 養 日</u>	決 勝 (1 試合)

第77回国民体育大会 競技会会期変更

資料No.1-4-2

式典	会場地	会 場	第1日	第2日	第3日	第4日	第5日	第6日	第7日	第8日	第9日	第10日	第11日
			10/1 土	10/2 日	10/3 月	10/4 火	10/5 水	10/6 木	10/7 金	10/8 土	10/9 日	10/10 月	10/11 火
総合開会式	宇都宮市	(仮称) 総合スポーツゾーン新スタジアム	◎										
総合閉会式													◎

【正式競技】

競技（種目）		種別	会場地	競技会場	競技 日数	第1日 10/1 土	第2日 10/2 日	第3日 10/3 月	第4日 10/4 火	第5日 10/5 水	第6日 10/6 木	第7日 10/7 金	第8日 10/8 土	第9日 10/9 日	第10日 10/10 月	第11日 10/11 火		
陸上競技		全種別	宇都宮市	（仮称）総合スポーツゾーン新スタジアム	5							●	●	●	●	●		
サッカー	成年男子	宇都宮市	栃木県グリーンスタジアム	3		●		●	●									
			宇都宮市河内総合運動公園陸上競技場	2		●	●											
		さくら市	さくら市総合公園さくらスタジアム	2		●	●											
	少年男子	真岡市	真岡市総合運動公園陸上競技場	4		●	●	●		●								
			真岡市総合運動公園運動広場 1	2		●	●											
			下野市大松山運動公園陸上競技場	3		●		●	●									
	少年女子	益子町	益子町南運動公園陸上競技場	2		●	●											
			矢板市	矢板運動公園陸上競技場	3			●		●	●							
				矢板運動公園サッカー場	2			●	●									
		那須塩原市	那須塩原市青木サッカー場グラウンドB	2			●	●										
テニス		全種別	宇都宮市	栃木県総合運動公園テニスコート	4		●	●	●	●								
				宇都宮市屋板運動場庭球場	4		●	●	●	●								
ボート		全種別	栃木市	谷中湖特設ボートコース	4	●	●	●	●									
ホッケー		全種別	日光市	今市青少年スポーツセンター人工芝競技場	5		●	●	●	●	●							
				日光市ホッケー場	5		●	●	●	●	●							
ボクシング		成年男子 成年女子 少年男子	日光市	日光市大沢体育館	5						●	●	●	●	●			
バレーボール	6人制	成年男子	佐野市	佐野市アリーナたぬま	4							●	●	●	●			
		成年女子	鹿沼市	TKCいちごアリーナ（鹿沼総合体育館）	4							●	●	●	●			
		少年男子	宇都宮市	宇都宮市清原体育館	4							●	●	●	●			
		少年女子	宇都宮市	宇都宮市体育館	4							●	●	●	●			
体操	トランポリン	男子 女子	茂木町	茂木町民体育館	1									●				
バスケットボール		全種別	宇都宮市	（仮称）総合スポーツゾーン新体育館	5		●	●	●	●	●							
				宇都宮市体育館	2		●	●										
				栃木県立宇都宮工業高等学校体育館	1		●											
レスリング		成年男子 少年男子 女子	足利市	足利市民体育館	4		●	●	●	●								
セーリング		全種別	千葉市	千葉市稲毛ヨットハーバー	4		●	●	●	●								
ウェイトリフティング		成年男子 少年男子 女子	小山市	小山市立体育館	5						●	●	●	●	●			
ハンドボール		全種別	栃木市	栃木市総合運動公園総合体育館	5						●	●	●	●	●			
				学校法人國學院大學栃木学園第二体育館	2						●	●						
				日立栃木体育館	2						●	●						
			下野市	下野市石橋体育センター	5						●	●	●	●	●			
			野木町	野木町立野木中学校体育館	3							●	●	●				
自転車	トラック・レース	成年男子 少年男子 女子	宇都宮市	宇都宮競輪場	4					●	●	●	●					
	ロード・レース	成年男子 少年男子 女子	那須町	那須町特設ロードレースコース	1									●				
ソフトテニス		全種別	那須塩原市	くろいそ運動場テニスコート	4							●	●	●	●			
卓球		全種別	鹿沼市	TKCいちごアリーナ（鹿沼総合体育館）	5	●	●	●	●	●								
軟式野球	成年男子	宇都宮市	栃木県総合運動公園硬式野球場	4								●	●	●	●			
			宇都宮清原球場	4									●	●	●	●		
		日光市	日光市日光運動公園野球場	1								●						
		小山市	小山運動公園野球場	2								●	●					
		矢板市	矢板運動公園野球場	1									●					
		益子町	益子町北公園野球場	2									●	●				
相撲		成年男子 少年男子	大田原市	栃木県立県北体育館	3	●	●	●										
馬術		成年男子 成年女子 少年	那須塩原市	地方競馬教養センター	5						●	●	●	●	●			
フェンシング		全種別	上三川町	上三川町体育センター	4		●	●	●	●								
柔道		成年男子 少年男子 女子	宇都宮市	（仮称）総合スポーツゾーン新武道館	3								●	●	●			

競技（種目）		種別	会場地	競技会場	競技 日数	第1日	第2日	第3日	第4日	第5日	第6日	第7日	第8日	第9日	第10日	第11日
						10/1 土	10/2 日	10/3 月	10/4 火	10/5 水	10/6 木	10/7 金	10/8 土	10/9 日	10/10 月	10/11 火
ソフトボール		成年男子	大田原市	黒羽運動公園多目的運動場	3								●	●	●	
		成年女子		美原公園野球場	3								●	●	●	
				美原公園第2球場	3								●	●	●	
		少年女子	大田原グリーンパーク	3								●	●	●		
		少年男子	足利市	足利市総合運動場硬式野球場	3								●	●	●	
			足利市総合運動場軟式野球場	3								●	●	●		
バドミントン		全種別	大田原市	栃木県立県北体育館	4							●	●	●	●	
ライフル射撃	50m、10m・A P	全種別	宇都宮市	栃木県ライフル射撃場	4						●	●	●	●		
	B R・B P	少年男子 少年女子		栃木県総合教育センター体育館	3						●	●	●			
	C P	成年男子		栃木県警察学校射撃場	3							●	●	●		
剣道		全種別	宇都宮市	総合スポーツゾーン新武道館	3		●	●	●							
ラグビーフットボール		成年男子	佐野市	（仮称）佐野市運動公園運動広場	4			●	●	●	●					
		女子		佐野市運動公園陸上競技場	4		●	●		●	●					
		少年男子		佐野市運動公園多目的球技場	4		●	●		●	●					
スポーツ クライミング	リード	全種別	壬生町	壬生町総合運動場特設会場	3		●	●	●							
	ボルダリング			壬生町総合運動場武道館	3		●	●	●							
カヌー	スプリント	全種別	栃木市	谷中湖特設カヌー競技場	4							●	●	●	●	
	スラローム	成年男子	塩谷町	鬼怒川特設カヌー競技場	2								●	●		
	ワイルドウォーター	成年女子			2							●			●	
アーチェリー		全種別	那須烏山市	那須烏山市大桶運動公園多目的競技場	3								●	●	●	
空手道		全種別	小山市	栃木県立県南体育館	3		●	●	●							
銃剣道		成年男子 少年男子	壬生町	栃木県立壬生高等学校体育館	3								●	●	●	
なぎなた		成年女子 少年女子	栃木市	学校法人國學院大學栃木学園四十周年記念館	3		●	●	●							
ボウリング		全種別	足利市	足利スターレーン	5						●	●	●	●	●	
ゴルフ		成年男子	那須塩原市	ホウライカントリー倶楽部	2						●	●				
		少年男子		西那須野カントリー倶楽部	2						●	●				
		女子		塩原カントリークラブ	2							●	●			
トライアスロン		成年男子 成年女子	那須塩原市	戸田調整池周辺特設コース	1		●									

【正式競技（会期前実施競技）】

競技（種目）		種別	会場地	競技会場	競技 日数	第1日 9/10 土	第2日 9/11 日	第3日 9/12 月	第4日 9/13 火	第5日 9/14 水	第6日 9/15 木	第7日 9/16 金	第8日 9/17 土	第9日 9/18 日	第10日 9/19 月
水泳	競泳	全種別	宇都宮市	（仮称）総合スポーツゾーン新屋内水泳場	3								●	●	●
	アーティスティックスイミング*	少年女子			1		●								
	飛込	全種別		3				●	●	●					
	水球	少年男子 女子	小山市	栃木県立温水プール館	4	●	●	●	●						
	オープンウォータースイミング*	男子 女子	市貝町	塩田調整池特設オープンウォータースイミング*競技場	1	●									
体操	体操競技	全種別	宇都宮市	（仮称）総合スポーツゾーン新体育館	4	●	●	●	●						
	新体操	少年女子	小山市	栃木県立県南体育館	2									●	●
バレーボール		少年男子 少年女子	足利市	足利市特設ビーチバレーボール会場	4	●	●	●	●						
弓道	近的	全種別	宇都宮市	（仮称）総合スポーツゾーン新武道館	4	●	●	●	●						
	遠的				3	●	●	●							

※全種別（成年男子、成年女子、少年男子、少年女子）

【特別競技】

競技（種目）		種別	会場地	競技会場	競技 日数	第1日	第2日	第3日	第4日	第5日	第6日	第7日	第8日	第9日	第10日	第11日
						10/1	10/2	10/3	10/4	10/5	10/6	10/7	10/8	10/9	10/10	10/11
						土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火
高等学校野球	硬式	—	宇都宮市	宇都宮清原球場	4		●	●		●						
	軟式	—		栃木県総合運動公園硬式野球場	4		●	●		●						

【公開競技】

競技（種目）	種別	会場地	競技会場	競技 日数	競技日程
綱引	—	大田原市	栃木県立県北体育館	2	6月25日（土）～6月26日（日）
武術太極拳	—	鹿沼市	TKCいちごアリーナ（鹿沼総合体育館）	2	9月24日（土）～9月25日（日）
パワーリフティング	—	芳賀町	芳賀町第二体育館	3	9月17日（土）～9月19日（月）
ゲートボール	—	那珂川町	小川総合福祉センター園地	2	9月3日（土）～9月4日（日）
グラウンド・ゴルフ	—	高根沢町	高根沢町町民広場	2	9月17日（土）～9月18日（日）

第74回国民体育大会（本大会）における競技会棄権理由一覧

【第74回国民体育大会本大会（茨城県）】

No.	都道府県	競技	棄権理由
1	北海道	自転車	体調不良のため
2	岩手県	陸上競技	ケガのため
3	岩手県	陸上競技	ケガのため
4	岩手県	レスリング	ケガのため
5	宮城県	陸上競技	体調不良のため
6	秋田県	陸上競技	ケガのため
7	秋田県	陸上競技	ケガのため
8	秋田県	ライフル射撃	一身上の都合
9	福島県	自転車	ケガのため
10	茨城県	バレーボール	一身上の都合
11	茨城県	自転車	ケガのため
12	茨城県	カヌー	ケガのため
13	栃木県	水泳	ケガのため
14	栃木県	陸上競技	ケガのため
15	栃木県	陸上競技	ケガのため
16	栃木県	ボクシング	体調不良のため
17	群馬県	水泳	ケガのため
18	群馬県	セーリング	体調不良のため
19	埼玉県	ボクシング	ケガのため
20	千葉県	バスケットボール	一身上の都合
21	千葉県	相撲	一身上の都合
22	東京都	柔道	ケガのため
23	東京都	陸上競技	体調不良のため
24	東京都	陸上競技	一身上の都合
25	東京都	陸上競技	一身上の都合
26	東京都	陸上競技	体調不良のため
27	東京都	陸上競技	一身上の都合
28	東京都	陸上競技	一身上の都合
29	東京都	陸上競技	一身上の都合
30	東京都	陸上競技	体調不良のため

No.	都道府県	競技	棄権理由
31	神奈川県	陸上競技	体調不良のため
32	神奈川県	陸上競技	ケガのため
33	神奈川県	水泳	体調不良のため
34	神奈川県	自転車	ケガのため
35	山梨県	ゴルフ	体調不良のため
36	山梨県	レスリング	ケガのため
37	山梨県	陸上競技	ケガのため
38	山梨県	山岳	体調不良のため
39	長野県	陸上競技	ケガのため
40	長野県	陸上競技	ケガのため
41	長野県	セーリング	一身上の都合
42	長野県	ライフル射撃	一身上の都合
43	長野県	ボクシング	ケガのため
44	富山県	レスリング	ケガのため
45	富山県	体操	ケガのため
46	富山県	陸上競技	ケガのため
47	富山県	陸上競技	ケガのため
48	石川県	バレーボール	体調不良のため
49	福井県	レスリング	ケガのため
50	静岡県	水泳	体調不良のため
51	静岡県	バレーボール	一身上の都合
52	静岡県	カヌー	体調不良のため
53	静岡県	カヌー	選手棄権のため
54	愛知県	陸上競技	ケガのため
55	愛知県	バスケットボール	ケガのため
56	三重県	水泳	ケガのため
57	三重県	陸上競技	ケガのため
58	滋賀県	水泳	ケガのため
59	滋賀県	トライアスロン	体調不良のため
60	京都府	馬術	馬のケガのため

【第74回国民体育大会本大会（茨城県）】

No.	都道府県	競技	棄権理由
61	京都府	馬術	馬のケガのため
62	大阪府	水泳	体調不良のため
63	大阪府	ウェイトリフティング	ケガのため
64	大阪府	ウェイトリフティング	ケガのため
65	大阪府	相撲	ケガのため
66	兵庫県	クレール射撃	本人の都合により県連盟が出場を認めなかったため
67	兵庫県	クレール射撃	チームのメンバーの都合により
68	兵庫県	クレール射撃	チームのメンバーの都合により
69	和歌山県	レスリング	一身上の都合
70	鳥取県	水泳	ケガのため
71	鳥取県	陸上競技	ケガのため
72	島根県	陸上競技	ケガのため
73	広島県	レスリング	ケガのため
74	広島県	ライフル射撃	一身上の都合
75	山口県	陸上競技	ケガのため
76	山口県	陸上競技	ケガのため
77	香川県	ホッケー	一身上の都合
78	香川県	陸上競技	体調不良のため
79	徳島県	カヌー	一身上の都合
80	愛媛県	ライフル射撃	ケガのため
81	愛媛県	自転車	ケガのため
82	愛媛県	自転車	ケガのため
83	愛媛県	レスリング	ケガのため
84	愛媛県	陸上競技	体調不良のため
85	愛媛県	陸上競技	ケガのため
86	愛媛県	陸上競技	ケガのため
87	愛媛県	陸上競技	ケガのため
88	愛媛県	陸上競技	ケガのため
89	愛媛県	バスケットボール	一身上の都合
90	高知県	フェンシング	一身上の都合

No.	都道府県	競技	棄権理由
91	高知県	フェンシング	チームのメンバーの都合により
92	高知県	フェンシング	チームのメンバーの都合により
93	高知県	ライフル射撃	一身上の都合
94	福岡県	水泳	ケガのため
95	長崎県	陸上競技	ケガのため
96	長崎県	陸上競技	ケガのため
97	熊本県	陸上競技	ケガのため
98	鹿児島県	レスリング	ケガのため
99	沖縄県	ウェイトリフティング	ケガのため

大会参加得点の考え方について

1. 大会参加の考え方

大会主催者が、開催都道府県の定める参加申込書提出締切時に参加資格等を確認し、参加者として確定した時点で「本大会及びブロック大会に参加したもの」とみなす。

2. 参加得点の考え方

大会主催者は、参加申込書を受理し、参加者として確定した時点で、都道府県に対して参加得点を与える。

3. 参加得点の処理

(1) 参加得点の処理は、大会主催者である次の者が行う。

- 1) ブロック大会：ブロック大会開催都道府県体育協会
- 2) 本大会：公益財団法人日本スポーツ協会（以下「日本スポーツ協会」という。）

(2) ブロック大会を経て本大会に出場する種別・種目については、次のように取り進める。

- 1) ブロック大会開催都道府県体育協会は、ブロック大会への都道府県の参加状況について所定の様式に取りまとめの上、指定する期日（本大会参加申込締切 1 週間前）までに日本スポーツ協会へ提出する。
- 2) 日本スポーツ協会は、提出されたブロック大会への都道府県の参加状況を本大会開催都道府県及び中央競技団体に報告する。
- 3) 日本スポーツ協会及び中央競技団体は、ブロック大会への都道府県の参加状況を確認の上、参加得点を与える。

ただし、参加申込締切時において、ブロック大会を経て本大会の出場権を獲得しながら本大会に参加しなかった場合は参加得点を与えない。（開催基準要項細則第 5 項）

(3) 都道府県予選会を経て本大会に出場する種別・種目については、参加資格等を確認の上、参加者として確定した上で、日本スポーツ協会及び中央競技団体がその参加状況により参加得点を与える。

4. 競技会の棄権と参加得点等

大会主催者が参加申込締切時において参加者を確定してから、競技初戦までの間において競技会を棄権した場合、当該都道府県の参加得点等については次のとおり取り扱う。

(1) 当該競技において、当該都道府県がたとえ他の種別・種目に参加していても、次回大会における男女総合成績及び女子総合成績より当該競技参加得点を減算する。

ただし、当該競技の種別・種目において獲得した競技得点は与える。

(2) 上記に関わらず、やむを得ない理由により、当該都道府県において競技会参加に棄権が生じた場合、次の 1) 又は 2) の手続きにより、次回大会における参加得点を与える。

1) 各競技団体が定める選手交代（変更）手続き時までに、棄権が生じた際の手続き

当該競技団体が定める所定の選手交代（変更）手続き時において、交代する選手がなく、選手又はチームが棄権となった場合の手続きは、次のとおりとする。

- ①当該競技の監督は所属都道府県選手団の連絡責任者へ連絡の上、当該競技団体が定める所定の手続きを行う。
- ②当該競技団体は、提出された棄権に伴う「選手交代（変更）届」の写しを大会終了後 2 週間以内に、大会委員長へ提出する。
- ③大会委員長は、提出された競技会の棄権理由の妥当性について、国民体育大会委員会において審議の上、決定する。

2) 競技初戦において、棄権が生じた際の手続き

当該競技団体が定める所定の選手の交代（変更）手続き等の終了後から競技初戦までの間において、選手又はチームが競技会に参加しなかった場合は次のとおりとする。

- ① 参加選手団は次の（ア）及び（イ）の手続きを速やかに行う。
 - （ア） 当該競技の監督は、所属都道府県選手団の連絡責任者へ連絡の上、所定の「競技会棄権届」にその理由を明記し、当該競技者が出場しようとする競技の初戦翌日までに当該競技会責任者へ提出する。
 - （イ） 当該競技の監督より連絡を受けた当該都道府県の連絡責任者は、その内容を別に定める「競技会棄権届提出一覧」に取りまとめ、「競技会棄権届」の写しとともに大会終了後 2 週間以内に大会委員長へ提出する。
- ② 大会委員長は、提出された競技会の棄権理由について、国民体育大会委員会において審議の上、妥当と認められた場合は、大会に参加したものとみなし、参加得点を与える。

(3) 上記 (2) -1) あるいは-2) の手続きにおいて、当該都道府県の当該競技会参加者が皆無となった場合には、国民体育大会委員会において棄権理由を審議の上、妥当と認められた場合は、大会に参加したものとみなし、参加得点を与える。

(4) 当該選手団は、上記 (2)、(3) の国民体育大会委員会において審議された結果に対して異議のある場合は、日本スポーツ仲裁機構に上訴することができる。

ただし、上訴に係る費用は当該選手団において負担するものとし、上訴期間は 2 週間以内とする。

5. その他

参加資格に係る違反及びアンチ・ドーピング規則に対する違反に係る参加得点の取り扱いについては、「国民体育大会における違反に対する処分に関する規程」(84 頁)によるものとする。

附則

この考え方は、平成 18 年 4 月 12 日に制定し、第 61 回本大会から適用する。

この考え方は、平成 20 年 4 月 25 日に改定し、同日から適用する。

この考え方は、公益財団法人日本体育協会の設立の登記の日（平成 23 年 4 月 1 日）から適用する。

この考え方は、平成 27 年 3 月 12 日に改定し、同日から適用する。

この考え方は、平成 30 年 4 月 1 日に改定し、同日から適用する。

参加資格違反について

【事 案】

1. 対 象 者：稲垣 那奈子（いながき ななこ）
2. 都道府県：神奈川県
3. 競 技：ゴルフ競技（女子種別）・選手
4. 概 要：

(1) 大会・成績等：第 73 回本大会・参加

当該選手は、第 73 回大会本大会に、選手として参加した。

(2) 違反が判明した経緯・違反内容：

第 73 回本大会終了後、当該選手の参加資格のうち「所属都道府県」について疑義が生じたため事実確認を行った結果、住民登録（住民票）が所属都道府県としていた「神奈川県」にないことが判明し、以下に示した規程を満たしていないことから参加資格に違反していたものと認められる。

〈規程〉「第 73 回国民体育大会実施要項 総則」

第 5 項 「参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準」（一部省略）

(2) 所属都道府県

所属都道府県は、当該競技団体が限定する場合を除き、次のいずれかが属する都道府県から選択することができる。

イ 少年種別

(ア) 居住地を示す現住所

(イ) 「学校教育法」第 1 条に規定する学校の所在地

(ウ) 勤務地

(エ) 別記 3 「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」に定める小学校の所在地

(3) 競技会終了後の処分：

第 73 回本大会終了後（競技会終了後）に違反が判明したことから、「国民体育大会における違反に対する処分に関する規程」第 4 条及び第 5 条を適用する。

(4) 聴聞手続き等：

当該選手、神奈川県体育協会及び日本ゴルフ協会に対して、参加資格に関する調査と、「国民体育大会における違反に対する処分に関する規程」第 3 条に基づく反論の機会としての聴聞会開催の意向を確認したところ、3 者とも書面による回答があり、聴聞会の希望がなかった。

5. 処分内容：

「国民体育大会における違反に対する処分に関する規程」第 5 条 2 項(1) 2)を適用し、最終的な処分内容は次のとおりとする。

(1) 当該選手：

第 75 回大会（本大会）への参加を認めない。

※ 規程の誤認に基づくもので、当該選手の過失が軽微であることから、「国民体育大会参加資格違反に係る参加禁止期間の取り扱いについて」で定める「1 大会の参加禁止とする」場合に該当するものとして取り扱う。

(2) 関係団体：

1) 公益財団法人神奈川県体育協会：文書による「注意」処分とする。

2) 公益財団法人日本ゴルフ協会：文書による「注意」処分とする。

第 75 回国民体育大会（鹿児島県）実施要項総則（対比表）

変更前	変更後														
～省略～	～省略～														
8 参加申込方法 (1) 参加申込 都道府県体育・スポーツ協会会長(代表者)及び競技団体会長(代表者)は、連署の上、都道府県大会又はブロック大会において選抜された者及び公益財団法人日本高等学校野球連盟が選出したチームを、大会会長宛に申込みものとする。 (2) 参加申込締切 参加申込は、定められた締切日までに国民体育大会参加申込システムにより行う。 (3) 参加申込締切日 <table border="1"> <thead> <tr> <th>締 切 日</th><th>競 技</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2020 年 8 月 19 日 (水) 【11 競技】</td><td>水泳、ボート、バレーボール(ビーチバレーボール)、体操、セーリング、自転車、相撲、カヌー、ボウリング、ゴルフ、トライアスロン</td></tr> <tr> <td>2020 年 9 月 3 日 (木) 【28 競技】</td><td>陸上競技、サッカー、テニス、ホッケー、ボクシング、バレーボール(6人制)、バスケットボール、レスリング、ウエイトリフティング、ハンドボール、ソフトテニス、卓球、軟式野球、馬術、フェンシング、柔道、ソフトボール、バドミントン、弓道、ライフル射撃、剣道、ラグビーフットボール、スポーツクライミング、アーチェリー、空手道、銃剣道、なぎなた、高等学校野球</td></tr> </tbody> </table>	締 切 日	競 技	2020 年 8 月 19 日 (水) 【11 競技】	水泳、ボート、バレーボール(ビーチバレーボール)、体操、セーリング、自転車、相撲、カヌー、ボウリング、ゴルフ、トライアスロン	2020 年 9 月 3 日 (木) 【28 競技】	陸上競技、サッカー、テニス、ホッケー、ボクシング、バレーボール(6人制)、バスケットボール、レスリング、ウエイトリフティング、ハンドボール、ソフトテニス、卓球、軟式野球、馬術、フェンシング、柔道、ソフトボール、バドミントン、弓道、ライフル射撃、剣道、ラグビーフットボール、スポーツクライミング、アーチェリー、空手道、銃剣道、なぎなた、高等学校野球	8 参加申込方法 (1) 参加申込 都道府県体育・スポーツ協会会長(代表者)及び競技団体会長(代表者)は、連署の上、都道府県大会又はブロック大会において選抜された者及び公益財団法人日本高等学校野球連盟が選出したチームを、大会会長宛に申込みものとする。 (2) 参加申込締切 参加申込は、定められた締切日までに国民体育大会参加申込システムにより行う。 (3) 参加申込締切日 <table border="1"> <thead> <tr> <th>締 切 日</th><th>競 技</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2020 年 8 月 19 日 (水) 【11 競技】</td><td>水泳、ボート、バレーボール(ビーチバレーボール)、体操、セーリング、自転車、相撲、カヌー、ボウリング、ゴルフ、トライアスロン</td></tr> <tr> <td>2020 年 9 月 3 日 (木) 【27 競技】</td><td>陸上競技、サッカー、テニス、ホッケー、ボクシング、(削除)バスケットボール、レスリング、ウエイトリフティング、ハンドボール、ソフトテニス、卓球、軟式野球、馬術、フェンシング、柔道、ソフトボール、バドミントン、弓道、ライフル射撃、剣道、ラグビーフットボール、スポーツクライミング、アーチェリー、空手道、銃剣道、なぎなた、高等学校野球</td></tr> <tr> <td>2020 年 9 月 4 日 (金) 【1 競技】</td><td>バレーボール(6人制)</td></tr> </tbody> </table>	締 切 日	競 技	2020 年 8 月 19 日 (水) 【11 競技】	水泳、ボート、バレーボール(ビーチバレーボール)、体操、セーリング、自転車、相撲、カヌー、ボウリング、ゴルフ、トライアスロン	2020 年 9 月 3 日 (木) 【27 競技】	陸上競技、サッカー、テニス、ホッケー、ボクシング、 (削除) バスケットボール、レスリング、ウエイトリフティング、ハンドボール、ソフトテニス、卓球、軟式野球、馬術、フェンシング、柔道、ソフトボール、バドミントン、弓道、ライフル射撃、剣道、ラグビーフットボール、スポーツクライミング、アーチェリー、空手道、銃剣道、なぎなた、高等学校野球	2020 年 9 月 4 日 (金) 【1 競技】	バレーボール(6人制)
締 切 日	競 技														
2020 年 8 月 19 日 (水) 【11 競技】	水泳、ボート、バレーボール(ビーチバレーボール)、体操、セーリング、自転車、相撲、カヌー、ボウリング、ゴルフ、トライアスロン														
2020 年 9 月 3 日 (木) 【28 競技】	陸上競技、サッカー、テニス、ホッケー、ボクシング、バレーボール(6人制)、バスケットボール、レスリング、ウエイトリフティング、ハンドボール、ソフトテニス、卓球、軟式野球、馬術、フェンシング、柔道、ソフトボール、バドミントン、弓道、ライフル射撃、剣道、ラグビーフットボール、スポーツクライミング、アーチェリー、空手道、銃剣道、なぎなた、高等学校野球														
締 切 日	競 技														
2020 年 8 月 19 日 (水) 【11 競技】	水泳、ボート、バレーボール(ビーチバレーボール)、体操、セーリング、自転車、相撲、カヌー、ボウリング、ゴルフ、トライアスロン														
2020 年 9 月 3 日 (木) 【27 競技】	陸上競技、サッカー、テニス、ホッケー、ボクシング、 (削除) バスケットボール、レスリング、ウエイトリフティング、ハンドボール、ソフトテニス、卓球、軟式野球、馬術、フェンシング、柔道、ソフトボール、バドミントン、弓道、ライフル射撃、剣道、ラグビーフットボール、スポーツクライミング、アーチェリー、空手道、銃剣道、なぎなた、高等学校野球														
2020 年 9 月 4 日 (金) 【1 競技】	バレーボール(6人制)														
～省略～	～省略～														

変更前	変更後												
10 大会参加負担金 (1) 大会に参加選手団（視察員を除く）を派遣する都道府県体育・スポーツ協会は、大会参加負担金を納入する。一人当たりの大会参加負担金の額は下記のとおりとする。 <table border="1"> <tr> <th>区 分</th><th>負 担 金</th></tr> <tr> <td>少年の種別に参加する選手</td><td>2, 0 0 0 円</td></tr> <tr> <td>上記以外の者（本部役員、監督、成年の種別に参加する選手等）</td><td>4, 0 0 0 円</td></tr> </table> (2) 大会参加負担金は、都道府県体育・スポーツ協会に取りまとめ、次のとおり納入する。 ア 納入期限 2020 年 9 月 3 日（木） イ 納入先 みずほ銀行 渋谷支店 普通預金口座 513729 公益財団法人日本スポーツ協会 ～省略～	区 分	負 担 金	少年の種別に参加する選手	2, 0 0 0 円	上記以外の者（本部役員、監督、成年の種別に参加する選手等）	4, 0 0 0 円	10 大会参加負担金 (1) 大会に参加選手団（視察員を除く）を派遣する都道府県体育・スポーツ協会は、大会参加負担金を納入する。一人当たりの大会参加負担金の額は下記のとおりとする。 <table border="1"> <tr> <th>区 分</th><th>負 担 金</th></tr> <tr> <td>少年の種別に参加する選手</td><td>2, 0 0 0 円</td></tr> <tr> <td>上記以外の者（本部役員、監督、成年の種別に参加する選手等）</td><td>4, 0 0 0 円</td></tr> </table> (2) 大会参加負担金は、都道府県体育・スポーツ協会に取りまとめ、次のとおり納入する。 ア 納入期限 2020 年 9 月 4 日（金） イ 納入先 みずほ銀行 渋谷支店 普通預金口座 513729 公益財団法人日本スポーツ協会 ～省略～	区 分	負 担 金	少年の種別に参加する選手	2, 0 0 0 円	上記以外の者（本部役員、監督、成年の種別に参加する選手等）	4, 0 0 0 円
区 分	負 担 金												
少年の種別に参加する選手	2, 0 0 0 円												
上記以外の者（本部役員、監督、成年の種別に参加する選手等）	4, 0 0 0 円												
区 分	負 担 金												
少年の種別に参加する選手	2, 0 0 0 円												
上記以外の者（本部役員、監督、成年の種別に参加する選手等）	4, 0 0 0 円												

2 総 則（変更後）

開 催 の 趣 旨

国民体育大会は、広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力の向上を図り、併せて地方スポーツの推進と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにしようとする国内最大のスポーツの祭典である。

鹿児島県で開催する第75回国民体育大会「燃ゆる感動かごしま国体」は、「熱い鼓動 風は南から」のスローガンのもと、同年に開催される2020年東京オリンピック・パラリンピックの感動と興奮を引き継ぎ、全国から来県される多くの方々をまごころのこもったおもてなしでお迎えし、「オール鹿児島」で県民の英知と総力を結集して、県民が夢と希望を持ち、次世代を担う子どもたちの心に残る大会とするとともに、鹿児島の自然、歴史・文化、食など、多彩な魅力を全国に発信する大会を目指して開催する。

実 施 方 針

1 実施競技

(1) 正式競技（37 競技）

陸上競技、水泳、サッカー、テニス、ボート、ホッケー、ボクシング、バレーボール、体操、バスケットボール、レスリング、セーリング、ウエイトリフティング、ハンドボール、自転車、ソフトテニス、卓球、軟式野球、相撲、馬術、フェンシング、柔道、ソフトボール、バドミントン、弓道、ライフル射撃、剣道、ラグビーフットボール、スポーツクライミング、カヌー、アーチェリー、空手道、銃剣道、なぎなた、ボウリング、ゴルフ、トライアスロン

(2) 公開競技（5 競技）

綱引、ゲートボール、武術太極拳、パワーリフティング、グラウンド・ゴルフ

(3) デモンストレーションスポーツ（36 競技）

ウォーキング、エアロビック、遠泳、お手玉、サーフィン、サイクリング、3B体操、史跡巡りウォーキング、ジャズ体操、少年サッカー、少年相撲、少林寺拳法、スポーツチャンバラ、スポーツウエルネス吹矢、ソフトバレーボール、ターゲット・バードゴルフ、ダンススポーツ、ディスクゴルフ、ドッジボール、ドライビングコンテスト（ゴルフ）、パークゴルフ、バウンドテニス、ビーチフラッグス、ビリヤード、フライングディスク、ふれあいグラウンド・ゴルフ、ペタンク、ボート（フネイカー競漕）、真向法体操、ママさんバレー、マラソン、ミニバレー、ミニバレーボール、ラジオ体操、ランニングバイク、歴史探訪ウォーキング

(4) 特別競技（1 競技）

高等学校野球

2 会期及び会場地

(1) 正式競技・特別競技（17市、8町：計25市町）

会 期	会 場 地
2020年10月3日(土) ～10月13日(火) 〔11日間〕	鹿児島市、鹿屋市、枕崎市、阿久根市、出水市、指宿市、垂水市、薩摩川内市、日置市、霧島市、いちき串木野市、南さつま市、志布志市、奄美市、南九州市、伊佐市、姶良市、さつま町、湧水町、錦江町、南大隅町、肝付町、天城町
2020年9月12日(土) ～9月20日(日) 〔9日間〕	鹿児島市、屋久島町、鹿屋市、大崎町 ※ 水泳、体操、ボート、バレーボール(ビーチバレーボール)競技会は上記会場で実施

(2) 公開競技（4市、1町：計5市町）

会 期	会 場 地
2020年8月21日(金) ～9月27日(日)	指宿市、垂水市、曾於市、霧島市、知名町

(3) デモンストラレーションスポーツ（14市、14町、4村：計32市町村）

会 期	会 場 地
2020年4月19日(日) ～10月11日(日)	鹿児島市、鹿屋市、阿久根市、出水市、西之表市、垂水市、薩摩川内市、日置市、霧島市、いちき串木野市、南さつま市、志布志市、南九州市、姶良市、三島村、十島村、長島町、大崎町、東串良町、錦江町、中種子町、南種子町、大和村、宇検村、瀬戸内町、龍郷町、喜界町、徳之島町、伊仙町、和泊町、知名町、与論町

(4) 文化プログラム

文化プログラムの実施については、「文化プログラム実施基準」に基づき、2020年1月1日から2020年12月31日までの期間で、県内市町村で開催する。

3 競技方法

各競技実施要項に示す方法とし、正式競技は都道府県対抗で実施する。

4 ドーピング検査の実施

大会におけるアンチ・ドーピング活動（ドーピング検査及びアンチ・ドーピング教育・情報提供・啓発活動）は、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構が定める「日本アンチ・ドーピング規程」及び別に定める「国民体育大会アンチ・ドーピング活動に関するガイドライン」に基づき実施する。

なお、治療の目的で禁止物質・禁止方法を用いる必要がある場合は、事前に「治療使用特例」(TUE)の手続きを行うこと。

各都道府県の代表選手は、大会期間中は常に「国民体育大会ドーピング検査同意書」を所持しなければならない。選手が未成年者（18歳未満）の場合、本人の署名及び親権者の署名、捺印がある同意書を所持すること。

5 参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準

選手及び監督の参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準は、次のとおりとする。

なお、参加資格については、「第75回国民体育大会参加資格、所属都道府県及び年齢基準等」の

解釈・説明」を併せて確認すること。

【 公益財団法人日本スポーツ協会ホームページ <http://www.japan-sports.or.jp/> 】

(1) 参加資格

ア 日本国籍を有する者であることとするが、選手及び監督のうち、次の者については、日本国籍を有しない者であっても、大会に参加することができる。

(ア) 「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち「永住者」(「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」に定める「特別永住者」を含む。)

(イ) 少年種別年齢域に該当し、次の要件をいずれも満たす者

- a 「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍する学生又は生徒で、「8 参加申込方法」で定めた参加申込締切時に1年以上在籍していること。
- b 「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち、「留学」又は「家族滞在」(中学3年生)に該当していること。

(ウ) 成年種別年齢域に該当し、次の要件をいずれも満たす者

- a 少年種別年齢域にあった時点において前号(イ)に該当していた者であること。
- b 「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち、大会参加時から終了時まで「留学」に該当しないこと。

[注] 上記(ウ)bについて、大学及び専修学校等に在籍する成年種別の年齢域に該当する者は、「出入国管理及び難民認定法」に定める「留学」以外の在留資格を有する場合も「留学」と同等に扱う。

イ 選手及び監督は、所属都道府県の当該競技団体会長(代表者)と体育・スポーツ協会会長(代表者)が代表として認め、選抜した者であること。

ウ 第73回又は第74回大会(都道府県大会及びブロック大会を含む)において選手又は監督として参加した者は、次の場合を除き、第73回又は第74回大会と異なる都道府県から参加することはできない。

(ア) 成年種別

- a 「学校教育法」第1条に規定する学校を卒業した者
- b 結婚又は離婚に係る者
[注]a及びbは当該要件発生後、初めて参加するものに限る。
- c ふるさと選手制度を活用する者(別記1「国民体育大会ふるさと選手制度」による。)
[注]別記3「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」の適用を受け、ふるさと選手として参加する者を含む。
- d 東日本大震災に係る参加資格特例措置を活用する者(別記5「東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置」による。)

(イ) 少年種別

- a 「学校教育法」第1条に規定する学校を卒業した者
- b 結婚又は離婚に係る者
- c 一家転住に係る者(別記2「『一家転住等』に伴う特例措置」による。)
[注]aからcは当該要件発生後、初めて参加するものに限る。
- d JOC エリートアカデミーに在籍する者(別記3「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」による。)
- e 東日本大震災に係る参加資格特例措置を活用する者(別記5「東日本大震災に係る選

手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置」による。)

エ 選手と監督の兼任は、同一種別内に限る。

オ 選手及び監督は、回数を同じくする大会において、冬季大会及び本大会にそれぞれ1競技に限り参加できる。

カ 選手及び監督は、回数を同じくする大会において、異なる都道府県から参加することはできない。

キ 上記のほか、選手については次のとおりとする。

(ア) 都道府県大会及びブロック大会に参加し、これを通過した者であること。

(イ) 健康診断を受け、健康であることが証明された者であること。

(ウ) ドーピング検査対象に選定された場合は、検査を受けなければならない。

ク 上記のほか、監督については公益財団法人日本スポーツ協会（以下「日本スポーツ協会」という。）公認スポーツ指導者制度に基づく競技別指導者資格を有する者とし、各競技における対象資格については当該競技実施要項によるものとする。

(2) 所属都道府県

所属都道府県は、当該競技団体が限定する場合を除き、次のいずれかが属する都道府県から選択することができる。

ア 成年種別

(ア) 居住地を示す現住所

(イ) 勤務地

(ウ) ふるさと（別記1「国民体育大会ふるさと選手制度」による。）

[注]別記3「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」の適用を受け、ふるさと選手として参加する者を含む。

イ 少年種別

(ア) 居住地を示す現住所

(イ) 「学校教育法」第1条に規定する学校の所在地（以下「学校所在地」という。）

(ウ) 勤務地

(エ) 別記3「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」に定める小学校の所在地

※ 「居住地を示す現住所」、「勤務地」、「学校所在地」のいずれかから参加する場合は、2020年4月30日以前から本大会終了時（2020年10月13日）まで、引き続き当該地に、それぞれ居住、勤務、又は通学していなければならない。ただし、次の者はこの限りではない。

[成年種別]

a 別記4「トップアスリートの国民体育大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者

b 別記5「東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者

[少年種別]

a 一家転住に係る者

b 別記4「トップアスリートの国民体育大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者

c 別記5「東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者

(3) 選手の年齢基準

ア 選手の年齢基準については、下記を原則とする。

- (ア) 成年種別に参加する者は、2002年4月1日以前に生まれた者とする。
- (イ) 少年種別に参加する者は、2002年4月2日から2005年4月1日までに生まれた者とする。
- (ウ) 年齢を区分している種別へ参加する者の年齢計算は、2020年4月1日を基準とする。
- イ 日本スポーツ協会が特に認める場合は、上記アにかかわらず、競技ごとに年齢区分を設定することができる。ただし、年齢の下限は中学3年生（2005年4月2日から2006年4月1日までに生まれた者）とする。
- (4) 前記の各事項に疑義のあるときは、日本スポーツ協会及び当該競技団体が調査・審議のうえ、日本スポーツ協会がその可否を決定する。

6 各正式競技の総合成績決定方法

各正式競技の総合成績決定方法は次のとおりとする。

- (1) 次のア、イの得点を合計したものを男女総合成績（天皇杯得点）及び女子総合成績（皇后杯得点）とする。

ア 競技得点

競技得点は、各種別、種目などの第1位から第8位までの都道府県に与え、次のとおりとする。ただし、同順位の場合は、次の順位のものを加え、当該都道府県で等分し、割り切れない場合は、小数第3位以下を切り捨てる。

		1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位
種別	4人以下	24点	21点	18点	15点	12点	9点	6点	3点
	5人以上7人以下	40点	35点	30点	25点	20点	15点	10点	5点
	8人以上	64点	56点	48点	40点	32点	24点	16点	8点
種目	—————	8点	7点	6点	5点	4点	3点	2点	1点

〔注〕「種別」：種別などに与える競技得点 「種目」：種目などに与える競技得点

イ 参加得点

参加得点は10点とし、大会（ブロック大会を含む。）に参加した都道府県に与える。

ただし、ブロック大会で本大会の出場権を獲得しながら、本大会に参加しなかった場合は与えない。

- (2) 各競技の総合成績は、当該競技団体が決定する。
- ただし、天候その他の事情により一部競技が中止になった場合は、当該競技団体と大会総務委員会が協議する。
- (3) 参加資格違反等に関わる得点等の取り扱いについては、「国民体育大会における違反に対する処分に関する規程」によるものとする。

7 表 彰

- (1) 冬季大会及び本大会で実施した全正式競技の男女総合成績第1位の都道府県に天皇杯を、同じく女子総合成績第1位の都道府県に皇后杯をそれぞれ授与する。
- (2) 冬季大会及び本大会で実施した全正式競技の男女総合成績及び女子総合成績の第1位から第8位までの都道府県に、それぞれ表彰状を授与する。
- (3) 各正式競技の男女総合成績第1位の都道府県に、国民体育大会会長トロフィーを授与する。
- (4) 各正式競技の男女総合成績及び女子総合成績の第1位から第8位までの都道府県に、それぞれ表彰状を授与する。

- (5) 各競技の各種別及び各種目などの第1位から第8位までに賞状を授与する。団体競技の場合は、その都道府県名とチーム全員（監督を含む）の氏名を記載したものを都道府県用に1枚、更にその都道府県名と個人名を記載したもの、又は都道府県名とチーム全員（監督を含む）の氏名を記載したものをチーム全員に授与する。

8 参加申込方法

(1) 参加申込

都道府県体育・スポーツ協会会長(代表者)及び競技団体会長(代表者)は、連署の上、都道府県大会又はブロック大会において選抜された者及び公益財団法人日本高等学校野球連盟が選出したチームを、大会会長宛に申込みものとする。

(2) 参加申込締切

参加申込は、定められた締切日までに国民体育大会参加申込システムにより行う。

(3) 参加申込締切日

締 切 日	競 技
2020 年 8 月 19 日 (水) 【11 競技】	水泳、ボート、バレーボール（ビーチバレーボール）、体操、セーリング、自転車、相撲、カヌー、ボウリング、ゴルフ、トライアスロン
2020 年 9 月 3 日 (木) 【27 競技】	陸上競技、サッカー、テニス、ホッケー、ボクシング、バスケットボール、レスリング、ウエイトリフティング、ハンドボール、ソフトテニス、卓球、軟式野球、馬術、フェンシング、柔道、ソフトボール、バドミントン、弓道、ライフル射撃、剣道、ラグビーフットボール、スポーツクライミング、アーチェリー、空手道、銃剣道、なぎなた、高等学校野球
2020 年 9 月 4 日 (金) 【1 競技】	バレーボール（6人制）

(4) 参加申込様式

参加申込様式は、日本スポーツ協会が実施競技団体と協議の上、作成する。

(5) 公開競技の参加申込

公開競技については、別途当該中央競技団体が定める所定の手続きにより行う。

(6) 選手の交代

参加申込締切後の選手の交代は、特別な事情がない限り認めない。特別な事情で選手を交代する場合は、所定の様式、方法により次のア～ウ宛に届け出なければならない。

ア 全国を統轄する各中央競技団体事務局

イ 燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会実行委員会事務局

ウ 燃ゆる感動かごしま国体各競技会場地市町村実行委員会事務局

なお、日本スポーツ協会に対しては、大会終了後、所定の手続きにより参加申込情報を修正すること。

9 棄権手続

参加申込締切後から競技初戦までの間において、特別な事情で選手が競技会を棄権する場合に

は、所定の棄権手続きをとらなければならない。

なお、棄権手続きに係る届出については選手交代届と同じ様式を用いること。

10 大会参加負担金

- (1) 大会に参加選手団（視察員を除く）を派遣する都道府県体育・スポーツ協会は、大会参加負担金を納入する。一人当たりの大会参加負担金の額は下記のとおりとする。

区 分	負 担 金
少年の種別に参加する選手	2, 0 0 0 円
上記以外の者（本部役員、監督、成年の種別に参加する選手等）	4, 0 0 0 円

- (2) 大会参加負担金は、都道府県体育・スポーツ協会に取りまとめ、次のとおり納入する。

ア 納入期限 2020 年 9 月 4 日（金）

イ 納入先 みずほ銀行 渋谷支店 普通預金口座 513729
公益財団法人日本スポーツ協会

11 宿泊申込

大会参加者は、燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会実行委員会が指定した所定の様式により、定められた締切日までに申込む。

12 都道府県選手団本部役員編成及び視察員

- (1) 都道府県選手団本部役員は、次のとおりとする。
- ア 参加選手 500 名以上の場合は、団長、総監督及び総務ほか、計 20 名以内とする。
- イ 参加選手 300 名以上 500 名未満の場合は、団長、総監督及び総務ほか、計 15 名以内とする。
- ウ 参加選手 300 名未満の場合は、団長、総監督及び総務ほか、計 10 名以内とする。
- (2) 上記役員のほか、5 名以内の顧問を設けることができる。
- (3) 上記(1)及び(2)による本部役員総数の範囲内で、スポーツドクターを帯同するものとする。
なお、帯同するスポーツドクターは日本スポーツ協会公認スポーツドクター資格を有する者とする。
- (4) 上記(1)及び(2)による本部役員総数の範囲内で、原則としてアスレティックトレーナーを帯同するものとする。なお、帯同するアスレティックトレーナーは日本スポーツ協会公認アスレティックトレーナー資格を有する者とする。
- (5) 都道府県選手団本部役員の 1 日あたりの編成人数については、上記(1)及び(2)による人数を上限とする。
- (6) 視察員は、1 都道府県 3 名以内とする。ただし、2021 年以降の国民体育大会の開催が決定又は内定している県については、三重県 100 名以内、栃木県及び佐賀県 60 名以内、滋賀県及び青森県 40 名以内とする。
- (7) 都道府県選手団本部役員及び視察員の参加申込は、2020 年 9 月 3 日（木）までに国民体育大会参加申込システムにより行う。

13 大会参加章、大会参加記念章及び視察員章の交付

大会参加章、大会参加記念章及び視察員章は、次の者に交付する。

- (1) 大会参加章

都道府県選手団本部役員、監督及び選手並びに大会役員、競技会役員及び競技役員

- (2) 大会参加記念章
公開競技・デモンストレーションスポーツ参加者
※ 公開競技参加者への交付は、中央競技団体との協議による。
- (3) 視察員章
視察員

14 参加上の注意

- (1) 大会期間中は、交付された大会参加章、大会参加記念章又は視察員章を携帯しなければならない。
- (2) 各都道府県の代表選手は、競技に際し、「国民体育大会ユニフォーム規程」に基づき、ユニフォームを着用しなければならない。

15 個人情報及び肖像権に関わる取り扱い

日本スポーツ協会、燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会実行委員会、燃ゆる感動かごしま国体各競技会場地市町村実行委員会及び国民体育大会実施競技中央競技団体（以下「国体関係機関・団体」という。）は、参加申込等を通じて取得する個人情報及び肖像権の取り扱いに関して以下のとおり対応するものとする。

(1) 個人情報の取り扱い

ア 利用目的

大会参加申込として国民体育大会参加申込システムへ登録された個人情報は、国体関係機関・団体において、参加資格の確認や競技組合せなどをはじめとする大会運営業務のために利用し、目的以外に利用しない。

イ 公表の範囲と方法

個人情報のうち、所属都道府県、氏名、性別、年齢、学校名、チーム名等、所属と個人を識別するために必要な情報については、以下の方法等により公表することがある。

- (ア) 総合プログラム及び競技別プログラムへの掲載
- (イ) 競技会場内におけるアナウンス等による紹介
- (ウ) 競技会場内外の掲示板等への掲載
- (エ) 大会関連ホームページへの掲載
- (オ) 報道機関への提供

ウ 競技結果（記録）等

競技結果（記録）については、上記イで定めた個人情報とともに、以下の方法等により公表することがある。

- (ア) 燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会実行委員会が設置する記録本部を通じた公開
- (イ) 国体関係機関・団体及び報道機関等による新聞・雑誌及び関連ホームページ等への掲載
- (ウ) 国体関係機関・団体が作成する大会報告書等への掲載
- (エ) 次回以降の大会プログラムへの掲載【新記録、優勝及び上位入賞結果（記録）等】

(2) 肖像権に関する取り扱い

ア 写真

国体関係機関・団体又はこれらに認められた報道機関等によって撮影された写真が、新聞・雑誌・報告書及び関連ホームページ等で公開されることがある。

イ 写真（写真撮影企業等）

国体関係機関・団体に認められた写真撮影企業等によって撮影された写真等が販売されることがある。なお、各競技・会場における販売の有無等の詳細は、当該中央競技団体を中心に対応する。

ウ 映像

国体関係機関・団体又はこれらに認められた報道機関等によって撮影された映像が、中継・録画放映及びインターネットによって配信されることがある。また、DVD等に編集され、販売・配付されることがある。なお、各競技における販売の有無等の詳細は、当該中央競技団体を中心に対応する。

(3) 対応

ア 承諾の確認

大会参加申込として国民体育大会参加申込システムへ登録された時点で、上記取り扱いに関する承諾を得たものとして対応する。

なお、各競技会における取り扱いに伴い、別途、当該中央競技団体等によって個別に承諾を確認することがある。

イ 役員等

大会役員、競技役員、運営役員、その他各種委員や補助員、国体関係機関・団体と大会に関する契約をしている者及び大会運営関係者については、上記取り扱いに関する承諾を得たものとして対応する。

16 都道府県大会及びブロック大会

正式競技については、本大会の予選として次のとおり都道府県大会（ブロック大会）を開催しなければならない。

- (1) 都道府県の主催団体は、必要に応じて日本スポーツ協会及び中央競技団体等関係団体と協議の上、本要項に基づき実施要項を作成する。

なお、日本スポーツ協会及び中央競技団体は、その内容に不備がある場合、適宜指導を行うものとする。

- (2) 都道府県大会の実施にあたり、当該都道府県主催団体は、適正な手続きに則り決定した代表選手の選抜方法・選考基準について、予め関係者に周知徹底を図るものとする。
- (3) 参加者は、実施要項に基づき当該主催団体に申込む。なお、参加は1人1競技に限る。
- (4) ブロック大会の申込みは、原則として国民体育大会参加申込システムにより行い、様式は日本スポーツ協会及び当該主催団体が協議の上、作成する。

なお、参加申込システムを使用しない場合の様式については、当該主催団体において別途作成する。

- (5) 都道府県大会の参加申込様式は、当該主催団体において作成する。
- (6) 参加料を徴収する場合の金額は、当該主催団体が中央競技団体と協議の上、定める。
- (7) 競技運営に差し支えない限り、鹿児島県選手は当該競技ブロック大会を経ることなく本大会に参加することができる。

17 国民体育大会参加者傷害補償制度

日本スポーツ協会及び都道府県体育・スポーツ協会は、国民体育大会参加者に対する社会的責任体制を整えるとともに、大会参加者の相互扶助の精神に基づいた補償制度として大会参加者に

よる国民体育大会参加者傷害補償制度を運営する。

- (1) 本制度の対象となる参加者は、ブロック大会及び本大会に参加する本制度給付規定に定められた選手、監督、選手団本部役員(顧問を含む)、視察員並びにその他選手団役員とする。
- (2) 大会参加の都道府県体育・スポーツ協会は、国民体育大会参加者傷害補償制度の対象となる参加者数に応じた制度負担金(一人あたり 1,000 円)を、日本スポーツ協会に納入する。
- (3) 納入締切日及び納入先については、別途日本スポーツ協会から都道府県体育・スポーツ協会へ通知する。

18 その他

- (1) 参加申込及び宿泊申込が、定められた締切日までに行われない場合、又は、参加負担金が定められた納入期限までに納入されない場合は、本大会への参加を認めない。
- (2) その他の事項については、国民体育大会開催基準要項及び同細則による。

別記 1 「国民体育大会ふるさと選手制度」

- 1 成年種別年齢域の選手は、国民体育大会開催基準要項細則第3項〔国民体育大会開催基準要項第8項第1号及び第10項第4号（参加資格及び年齢基準等）〕に基づき、下記のいずれかを拠点とした都道府県から参加することができる。
 - (1) 居住地を示す現住所
 - (2) 勤務地
 - (3) ふるさと
- 2 「ふるさと」とは、卒業中学校又は卒業高等学校のいずれかの所在地が属する都道府県とする。
ただし、JOCエリートアカデミーに係る選手については、別記3「JOCエリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」第3項により取り扱うものとする。
- 3 我が国の競技力向上を支援する観点より、日本国籍を有する者及び「永住者」については、日本における滞在期間に関わらず、本制度を活用できるものとする。
- 4 「ふるさと選手制度」を活用し参加を希望する選手は、予め所定の方法により「ふるさと」を登録しなければならない。なお、一度登録した「ふるさと」は変更できないものとする。
- 5 「ふるさと」から参加する選手は、国民体育大会開催基準要項細則第3項－(1)－1)－③（国内移動選手の制限）に抵触しないものとする。
- 6 ふるさと選手制度の活用については、原則として、1回につき2年以上連続とし、利用できる回数は2回までとする。
- 7 参加都道府県は「ふるさと選手」を別に定める様式により、当該大会実施要項で定めた参加申込締切期日までに、日本スポーツ協会宛に提出する。

別記2 「『一家転住等』に伴う特例措置」

転校への特例

- 1 次の内容をすべて満たすことにより、国内移動選手の制限（国民体育大会開催基準要項細則第3項－(1)－③）（国内移動選手の制限）に抵触しないものとする。
 - (1) この特例の対象は、「少年種別」への参加者に限る。
 - (2) 本特例を受けることができるのは、一家転住等やむを得ない理由に限ることとする。
なお「一家転住等」とは概ね次のことを言う。
 - ア 親の転勤による一家の転居
 - イ 親の結婚、離婚による一家の転居
 - ウ 上記以外に、やむを得ない理由による一家の転居
 - (3) 転居した時点に応じて、以下の手続きを終了していること。
 - ア 本特例を受けようとする参加者は、下記2(1)の場合は転居元、下記2(2)の場合は転居先が属する都道府県体育・スポーツ協会及び都道府県競技団体に対し、その旨報告すること。
 - イ 報告を受けた都道府県体育・スポーツ協会及び都道府県競技団体は、下記2(1)の場合は転居先、下記2(2)の場合は転居元が属する都道府県体育・スポーツ協会及び都道府県競技団体に対し、その旨報告し了承を得ること。
- 2 本特例を受ける当該大会において、参加することができる都道府県は以下のとおりとする。
 - (1) 転居した時点において、以下に該当する場合は転居元が属する都道府県から参加することができる。
 - ア 転居先が属する都道府県の代表が既に決定している場合
 - イ 当該参加者が、転居元が属する都道府県の代表として既に決定している場合
 - ウ 当該参加者が、転居元が属する都道府県の代表選考過程にある場合
 - (2) 転居した時点において、以下に該当する場合は転居先が属する都道府県から参加することができる。
 - ア 転居元が属する都道府県において、当該大会における都道府県代表の選考が開始されていない場合

別記3 「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」

公益財団法人日本オリンピック委員会が実施する「JOC エリートアカデミー」に係る選手のうち、下記1に該当する者については、国民体育大会開催基準要項細則第3項〔国民体育大会開催基準要項第8項第1号及び第10項第4号（参加資格及び年齢基準等）〕及び別記1「国民体育大会ふるさと選手制度」に関し、次の2～4の特例を適用する。

1 対象者

- (1) 少年種別年齢域の選手で JOC エリートアカデミーに在籍する者
- (2) 成年種別年齢域の選手で JOC エリートアカデミーを修了した者、または同アカデミーに在籍する者

2 少年種別年齢域の選手の所属都道府県

本特例第1項－(1)に定める少年種別年齢域の選手は、その所属都道府県について、国民体育大会開催基準要項細則第3項－(1)－2)－②に定める「居住地を示す現住所」、「学校教育法第1条に規程する学校の所在地」、「勤務地」のほか、卒業小学校の所在地が属する都道府県を選択することができる。

なお、同アカデミーへの入校時において小学生であった場合には、入校する直前まで通学していた小学校の所在地が属する都道府県を選択することができる。

3 成年種別年齢域の選手の「ふるさと」

本特例第1項－(2)に定める成年種別年齢域の選手は、別記1「国民体育大会ふるさと選手制度」第2項に定める卒業中学校又は卒業高等学校のいずれかの所在地が属する都道府県のほか、卒業小学校の所在地が属する都道府県を「ふるさと」とすることができる。

なお、同アカデミーでの入校時において小学生であった場合には、入校する直前まで通学していた小学校の所在地が属する都道府県を「ふるさと」とすることができる。

4 国内移動選手の制限に係る例外適用

本特例第1項－(1)に定める少年種別年齢域の選手が前回の大会（都道府県大会を含む）と異なる都道府県から参加する場合、国民体育大会開催基準要項細則第3項－(1)－1)－③（国内移動選手の制限）に抵触しないものとする。

[注] 本特例第1項－(2)に定める成年種別年齢域の選手については、国民体育大会開催基準要項細則第3項－(1)－1)－③（国内移動選手の制限）の規定に従い取り扱うものとする。

別記4 「トップアスリーの国民体育大会参加資格の特例措置」

我が国の競技力向上を支援する観点より、一定の競技力を有する選手に対して、「トップアスリーの国民体育大会参加資格の特例措置（以下「本特例」という。）」を下記のとおり定める。

1 特例の対象となる選手

本特例の対象となる選手は、下記の条件のいずれかを満たす者とする。

- (1) 第31回オリンピック競技大会（2016年・リオデジャネイロ）に参加した者。
 - (2) 2020年4月30日時点で、下記のいずれかに該当し、各中央競技団体が本特例の対象として認めた者
 - ア JOC オリンピック強化指定選手
 - イ 各競技（種目）における国内ランキング上位10位以内の者
 - ウ 中央競技団体が定めた強化指定選手
- ※ 強化指定ランクについては、各競技における全日本選手権大会入賞レベル以上のカテゴリーを対象とする。

2 特例の内容

(1) 予選会の免除

本特例の対象となる選手については、都道府県予選会及びブロック大会を経ずに国民体育大会本大会に参加することができるものとする。ただし、ブロック大会実施競技種目・種別においては、当該都道府県代表選手又はチームがブロック大会に参加し、本大会参加枠を獲得している場合とする。

(2) 資格要件（日数要件の緩和）

本特例の対象となる選手が所属都道府県として「居住地を示す現住所」又は「勤務地」を選択する場合は、日数に関する要件を定めないこととし、以下のとおりとする。

ア 居住地を示す現住所

次の要件をいずれも満たすものとする。

- (ア) 2020年4月30日以前から大会終了時（2020年10月13日）まで引き続き、住民票記載の住所に存する都道府県において生活している実態があり、当該都道府県以外（海外を含む）において生活している実態がないこと。

なお、生活の実態については、下記要件により判断する。

- a 自ら所有する住居、又は自らの名義で住居を賃借していること
- b 当該住居に生計を一にする家族と共に住んでいること
- c 当該住居の水道光熱費など費用を自ら負担していること
- d 当該住居に主要な家財道具が存すること

- (イ) 合宿、試合等により当該都道府県外で活動を行う場合、当該都道府県を移動の起点としていること。

イ 勤務地

次の要件をいずれも満たすものとする。

- (ア) 2020年4月30日以前から大会終了時（2020年10月13日）まで引き続き、雇用主と雇用契約を締結した上で、当該都道府県内に存する雇用主の会社や事業所等に現実に通勤し、勤務していること。
- (イ) 当該都道府県内で、競技普及活動等の事業に参加すること。

3 国内移動選手の制限

本特例の対象となる選手の国内移動選手の制限については、国民体育大会開催基準要項細則第3項－(1)－1)－③のとおりとする。

別記5 「東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置」

1 特例の対象となる被災地域都道府県

震災による被害状況及び影響等を総合的に勘案し、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県の6県を本特例の適用対象となる被災地域都道府県（以下「特例対象県」という。）とする。

なお、特例対象県以外の都道府県において対応が必要となった場合は、個別に取り扱うこととする。

2 特例の内容

(1) 特例対象県を所属都道府県とする場合の要件緩和

以下の選手及び監督は、「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」の各要件を満たしていなくとも、当該特例対象県から参加することができる。

【特例の対象者】

被災地域からの避難等、災害の影響によるやむを得ない事情によって、当該特例対象県における「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」の各要件を満たすことができなかった者。

ただし、以下の事項のいずれにも該当していること。

ア 2011年3月11日（震災発生時）時点において、当該特例対象県内に居住又は勤務していた者。もしくは当該特例対象県内の「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍していた者であること。

イ 災害が発生しなかったと仮定した場合、2020年4月30日以前から各競技会終了時（2020年10月13日）まで継続して当該特例対象県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」とする要件を満たしていたと合理的に推測される者であること。

(2) 避難等による移動先の都道府県を所属都道府県とする場合の要件緩和

ア 被災地域からの避難等により、当該特例対象県と異なる都道府県に移動した以下の選手及び監督については、移動先の都道府県から参加することができる。

なお、この場合、第73回及び第74回大会に当該特例対象県から参加していても、国民体育大会開催基準要項細則第3項－(1)－1)－③（国内移動選手の制限）には抵触しないものとする。

【特例の対象者】

被災地域からの避難等、災害の影響によるやむを得ない事情によって、当該特例対象県から移動せざるを得なかった者。

ただし、以下の事項のいずれにも該当していること。

(ア) 2011年3月11日時点において、当該特例対象県内に居住又は勤務していた者。もしくは当該特例対象県内の「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍していた者であること。

(イ) 移動先の都道府県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」とする要件を満たしていること。

なお、移動が生じた時期が2020年4月30日以降の場合は、移動先の都道府県の予選会開始までに要件を満たしていることとする。

[注] 「居住地を示す現住所」及び「学校所在地」として参加を希望する者については、当該自治体への住所に関する届出又は学籍に係る要件を満たしていなくとも、それに準ずる公的な証明書類を提出でき、かつ移動先の都道府県に居住あるいは通学し

ている実態を有していると日本スポーツ協会が認めた場合、移動先の都道府県から出場することができる。

イ 本項アを適用して避難等による移動先の都道府県から第 74 回大会または第 75 回大会に参加した者が、第 76 回大会において、以下のような震災にかかる理由により再度都道府県を移動して参加する場合は、国民体育大会開催基準要項細則第 3 項－(1)－1)－③（国内移動選手の制限）には抵触しないものとする。

＜例＞ ○ 避難先を離れ、当該特例対象県に戻る場合

○ 避難先を離れ、他の都道府県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」とする場合

○ 他の都道府県に避難先を移す場合

(3) 避難等による移動先の属する都道府県において学校を卒業した場合の「ふるさと」選択要件の緩和

避難等による移動先の属する都道府県において中学校または高等学校を卒業した者が、成年種別年齢域に達した際、「国民体育大会ふるさと選手制度」を活用して参加する場合、以下のいずれかを「ふるさと」として登録することができる。

ア 卒業中学校または卒業高等学校の所在地

イ 災害の発生した時点で在籍していた中学校または高等学校の所在地

なお、本特例を適用して上記イの学校所在地を「ふるさと」登録した場合についても、卒業中学校または卒業高等学校の所在地を「ふるさと」とする場合と同様、一度登録した「ふるさと」は変更できない。

【特例の対象者】

2011年度から2012年度までに、避難等による移動先の属する都道府県において中学校または高等学校を卒業した者。